

平成 2 8 年 版

薬 務 行 政 概 要

(平成 2 7 年 度)



うつくしま、ふくしま。

福島県保健福祉部薬務課

目 次

I	平成28年度施策	1
第1	基本方針	1
第2	平成28年度事業計画	3
第3	予算の概要	9
II	平成27年度薬務行政概要	10
第1	薬 事	10
1	薬事関係営業者数（保健所・市町村別）	12
2	福島県外の医薬品配置販売業者数	15
3	薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数	15
4	登録販売者試験の実施	15
5	医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数	16
6	医薬品等の生産等状況（平成27年集計）	16
7	薬事監視状況	17
8	医薬品等の苦情相談処理状況	19
9	薬事関係講習会の開催状況	20
10	ワクチン供給状況	21
11	医薬分業の状況	21
12	県内薬剤師の状況	23
13	医薬品等安全対策としての情報提供体制	23
14	薬と健康の週間の事業状況	24
15	薬事関係表彰	24
16	災害時医薬品等の備蓄供給体制	25
第2	毒物劇物	29
1	毒物劇物営業者数（保健所別）	29
2	毒物劇物販売業登録等の事務処理件数	30
3	毒物劇物製造業（輸入業を含む）登録等の取扱件数	30
4	毒物劇物監視状況	30
5	毒物劇物取扱者試験	32
6	毒物劇物関係講習会開催状況	32
第3	麻薬・大麻・あへん・覚せい剤等	33
1	麻薬取扱者数（保健所別）	33
2	大麻栽培者・栽培面積（年次別）	33
3	大麻・けし抜去本数推移	33
4	麻薬関係立入検査状況	34
5	覚せい剤関係立入検査状況	35
6	向精神薬関係立入検査状況	35
7	大麻・けし抜去状況（平成27年度）	36
8	県内の薬物乱用の状況	37
9	薬物乱用防止関係事業の状況	38

第4	血液	39
1	献血・供給状況	40
2	月別の献血状況	40
3	高等学校献血における献血状況	41
4	献血出前講座開催状況	41
5	過去5年の献血・供給状況	41
6	愛の血液助け合い運動月間における事業状況	41
7	福島県献血推進協議会の開催状況	41
8	「血液製剤の使用指針」等説明会開催状況	42
9	献血功労表彰	42
10	市町村別献血状況（平成27年度）	44
第5	衛生検査	46
1	事業の推進	46
2	衛生研究所における検査実施状況（平成27年度）	48
3	検査件数の推移（衛生研究所再編前後の比較）	48
4	衛生検査所一覧	49
第6	温泉	50
1	温泉法に基づく行政処分状況	52
2	自然環境保全審議会温泉部会開催状況	52
3	福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域	52
4	温泉の利用状況	53
	《資料》	
	平成28年度薬務課事務分掌	55
	監視員等配置状況	58
	福島県薬事審議会条例	59
	福島県薬物乱用対策推進本部要綱	61
	福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	62
	福島県献血推進協議会設置要綱	63
	福島県献血推進協議会委員・幹事名簿	64
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱	65
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿	66
	保健福祉部試験研究技術会議要綱	67
	保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿	68
	福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	69
	福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	70
	福島県衛生検査精度管理委員名簿	71
	福島県試験検査精度管理事業実施要綱	72
	福島県試験検査精度管理委員会設置要領	73
	福島県試験検査精度管理委員名簿	74
	自然環境保全法、福島県自然環境保全条例（抜粋）	75
	福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）	76
	福島県温泉保護利用対策要綱	77
	福島県自然環境保全審議会委員名簿（温泉部会所属）	81
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱	82
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿	83
	薬事関係団体名簿	84

I 平成28年度施策

第1 基本方針

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）は、医療及び日常生活上必要不可欠なものとして、県民の生命、健康の保持・増進に大きく貢献していますが、一方で、不良医薬品や副作用による健康被害が発生しているため、今後とも医薬品等の品質、安全性の確保を図ります。

また、県民医療に必要とされる安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、年々減少傾向にある若年層への献血思想の啓発に努めながら、血液事業を推進します。

さらに、近年、一般住民にまで浸透しつつある麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用を許さない環境づくりを幅広く推進します。

また、県民の健康・環境問題に寄せる関心が高くなっており、より精度の高い検査結果が求められていることから、検査機関の精度管理を行うとともに、福島県衛生研究所の充実を図ります。

(1) 医薬品等の有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療及び日常生活上必要不可欠なものとして、人の生命、健康の保持・増進に大きく貢献しています。その反面、無承認無許可医薬品等による健康被害、医薬品等の副作用の発生が大きな社会問題になっている現状にあります。

このような状況のもと、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の目的である医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者に対するGVP（製造販売後安全管理基準）等や医薬品等製造業者に対するGMP（製造管理品質管理基準）等の指導はもとより、許認可事務の迅速化を図るとともに、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口の設置、登録販売者試験の実施などにより、適正な県民医療の確保に努めます。

さらに、医薬品調査当局（厚生労働省、都道府県、（独）医薬品医療機器総合機構）が、GMPの査察当局による国際的な枠組み「医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム」（PIC/S）へ加盟したことから、調査員の継続的な確保、調査当局及び試験検査機関の品質システムの確保など世界標準の調査体制の維持に努めます。

また、平成20年度から実施している登録販売者試験を年1回実施するとともに、薬局、医薬品販売業者等に対する各種研修会を開催し、従事者の資質向上を図ります。

さらに、薬局が医療提供施設に位置付けられていることから、県民の薬局の選択に資するよう「福島県総合医療情報システム」を平成20年4月1日より運用しており、これらの円滑な情報提供により、「かかりつけ薬局」の育成を図るとともに、患者本位の良質な医薬分業の定着を図ります。

また、第二期福島県医療費適正化計画に基づき、医療関係者等で構成する協議会において、後発医薬品の安心使用促進のための取組を実施します。

次に、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業に基づき、県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関、避難所等へ供給するために、今後も継続して県内6方部に医薬品等

の備蓄供給体制の整備を図ります。

その他、広く県民に対して、医薬品等の適正使用を推進するため、医薬品等の正しい知識の啓発に努めるとともに、薬事衛生思想の普及向上を図ります。

(2) 薬物乱用防止対策の推進

覚醒剤等の薬物乱用は、個人及び社会に及ぼす弊害が極めて大きく、中でも覚醒剤については、依然としてその乱用が後を絶たない状況であり、しかも青少年等の一般県民にも浸透し、憂慮すべき実態にあります。

このため、覚醒剤等薬物乱用に対する指導、取締りを強化するとともに、薬物乱用を拒絶する地域社会の環境づくりに努めます。

さらに、危険ドラッグは、平成26年には若者を中心に乱用の広がりを見せましたが、規制の強化が図られ、街頭店舗が全て閉鎖となるなど、その対策には一定の効果が上がっておりますが、危険ドラッグがインターネットを利用して販売されている状況や個人輸入の形で持ち込まれた事件も報道されたところであり、引き続き警戒が必要となっています。危険ドラッグは、有害なことはもとより、より強い作用を有する覚醒剤等に手を染める契機となるゲートウェイドラッグでもあり、医薬品医療機器等法で指定薬物として製造等を禁止していることから、取締りの強化を図ります。

特に、若年層への啓発活動として、各学校が開催する薬物乱用防止教室への薬物乱用防止指導員等の派遣による支援を実施するほか、平成27年度より実施している「危険ドラッグ等撲滅啓発事業」により、県内の高校生を中心とする若年層が自らの目線で、同世代の若者へ危険ドラッグの撲滅啓発を行うなど、薬物乱用防止を県民に幅広く訴えます。

また、「新国連薬物乱用根絶宣言」支援事業として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進し、青少年の健全育成と薬物乱用防止に関する理解と認識を高めます。

向精神薬を偽造処方箋を用いて詐取する事件も発生しており、向精神薬の適正な流通についても医療機関や薬局に対する指導を行います。

(3) 血液対策事業の推進

医学の進歩などにより、血液製剤の使用形態は多岐にわたっており、輸血用血液の安全性と安定供給の確保が強く求められております。

県内の献血状況をみると、平成27年度は目標を達成することができました。

平成26年度以降は、献血目標の指標を献血量（献血換算単位数）としており、平成28年度も、医療機関における需要及び血液製剤の安全性を考慮した400mL献血の推進強化を図ります。

また、近年、若年層の献血離れが顕著であることから、若年層対策として、ジュニア献血ポスターコンクール及び献血出前講座等を実施し、より一層の献血思想の普及啓発に努めます。

さらに、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画

等に基づき、県民に対する献血思想の普及、献血組織の育成強化、献血登録者の確保を図りながら、献血事業の推進に努めます。

(4) 温泉の保護及び適正利用の推進

高齢社会を迎え、また、余暇の活用として温泉利用が着目されている中で、公共の福祉の増進に寄与するため、温泉法及び「福島県温泉保護利用対策要綱」に基づき温泉の保護及び適正利用を推進します。

また、原子力発電所の事故に伴い代替クリーンエネルギーとして地熱発電が注目されており、本県では地熱ポテンシャルが有望視されていることから、国を挙げて地熱開発を推進する動きがあります。

このような中、無秩序な地熱開発に反対の立場を示す動きもあることから、環境省及び関係各課等と連携を取りながら的確な対応を図っていきます。

(5) 試験検査及び調査研究体制の充実

近年、新型インフルエンザなどの新興感染症の発生や食品への残留農薬基準超過、健康食品への医薬品成分等の混入及び福島第一原発事故に伴う飲料水や加工食品等の放射性物質汚染など、健康危機に関わる問題が浮き彫りとなっています。

衛生研究所に、高度な検査機器やゲルマニウム半導体検出器（平成23,24年度整備）を集中的に配備し、機器を定期的に更新するとともに、検査担当職員の技術向上を図り、より迅速かつ信頼性の高い検査データの提供や県民ニーズを的確に捉えた調査研究を実施して参ります。

また、県内の試験検査機関を対象として精度管理事業を行うとともに、登録衛生検査所については、精度の高い検査データを医療機関に提供できるよう、外部精度管理事業を含めた指導監視を行います。

第2 平成28年度事業計画

(1) 医薬品等の安全性・有効性の確保

① 医薬品等の指導取締り

ア 目的

医薬品医療機器等法、薬剤師法に基づく規制事務及び指導取締り等を行い、県民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、次の諸施策を実施します。

イ 事業内容

○ 薬事衛生教室の普及対策

薬事衛生教室の開催 6保健福祉事務所管内で実施

薬と健康の週間（10月17～23日）

○ 医薬品安全対策事業

医薬品等苦情相談窓口の設置（県消費生活センター内）

毎週水曜日 年51回

○ 薬事監視指導取締り

保健福祉事務所等薬務担当課長等会議の開催（4月）

医薬品・医療機器等一斉取締り（7月～2月）

○ 特別薬事監視班の設置

医薬品等製造販売・製造業者に対する薬事監視を強化するため、特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図ります。

対象 177か所

また、適正な医薬分業を推進するため、薬局に対しても特別薬事監視班を設置し、医薬品の有効性、安全性の確保、適正使用の徹底を図ります。

対象 887か所

○ 薬事監視員専門研修

薬事監視員の資質の向上を図るため、専門研修会を開催します。

年1回 対象 薬事監視員等

○ 医薬品検定検査事務

国の委託を受け、医薬品等製造業者のGMP/QMS査察を実施するとともに、無承認無許可医薬品等の買上検査を実施します。

○ 北海道・東北ブロック合同模擬査察研修

年3回（9月、10月、12月）

対象 薬事監視員

○ 製造業者・販売業者の自主管理

医薬品医療機器等法の遵守状況を営業者自ら確認するため、県要綱に基づき実施します。

年2回 対象 薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者

② 医薬品等の許認可

ア 目的

医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等の許可及び製造販売承認事務の適切な審査とGMP適合性調査を行うとともに、薬局・医薬品販売業の許可及び毒物劇物販売業等の登録に関する事務の迅速化を図り、さらには関係者の質的向上を目的として各種研修会を開催し、県民に対し、医薬品等の安全性と安定供給体制を確保します。

イ 事業内容

○ 医薬品製造販売承認等事務及び配置販売業許可等認可事務 62千円

○ GMP適合性調査 733千円

医薬品・医薬部外品製造販売承認（一変）申請に係る適合性調査

医薬品・医薬部外品に係る定期適合性調査

医薬品・医薬部外品輸出品製造に係る適合性調査

○ 三県合同医薬品・医療機器等製造販売業者等講習会（10月） 184千円

○ 医療機器品質マネジメント人材育成セミナー 年8回（1～2月） 956千円

- 医療機器安全管理セミナー 年5回(11月～1月) 527千円
- 医療機器安全管理責任者養成セミナー 年2回(2月)
- 配置販売業者及び配置従事者研修の実施 年2回(5月、10月)
- 配置従事者初任者講習会 年2回(6月、12月)
- 登録販売者試験の実施 郡山市 年1回(8月) 2,167千円

③ 薬事審議会の開催

ア 目的

医薬品医療機器等法第3条の規定による薬事審議会を開催し、薬事に関する重要事項につき委員の意見を徴して適切な行政の運用推進を図ります。

イ 事業内容

- 薬事審議会の開催 年1回開催 189千円

④ 毒物劇物の取締り

ア 目的

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者等に対し指導取締り等を行うとともに、毒物劇物による危害防止を図るため農薬危害防止中央講習会を開催する。

イ 事業内容

- 農薬危害防止運動(6月10日～9月10日)
- 農薬危害防止中央講習会(7月 郡山市 2回)
- 毒物劇物取扱者試験実施(8月、郡山市)
- 毒物劇物業務上取扱者の指導
- 運送業者及び運搬車両取締り 県内全域

⑤ 薬事経済調査事業

ア 目的

薬事工業生産動態統計調査、医薬品等価格調査等、国からの委託事業を実施します。

イ 事業内容

- 薬事工業生産動態統計調査(毎月)対象事業所97カ所 704千円
- 医薬品等価格調査 1,037千円
- 後発医薬品安心使用促進事業 1,100千円

医療関係者等からなる協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための計画を策定するとともに、啓発等を行います。

⑥ 災害時医薬品等備蓄供給事業

ア 目的

非常災害の発生時に県民が必要とする医薬品は、初動期(発生から1～3日)において確保が困難となることから、市町村、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給を可能とするため、県内6方部に分散した医薬品等の備蓄供給体制の整備を図ります。

イ 事業内容 900千円

- 福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と委託契約

(2) 薬物乱用防止対策の推進

① 薬物乱用防止

ア 目的

県内における覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用に対する総合的かつ効果的な防止対策を推進するとともに、県下に578名の薬物乱用防止指導員を配置し、地域住民に対しきめ細やかな啓発活動を展開するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターの「薬物相談窓口」の活用により乱用の防止を図ります。

また、昨年度の危険ドラッグ等撲滅啓発事業で危険ドラッグ乱用防止啓発を担うリーダーとして養成された県内高校生などから、同世代の若者を重点的な対象とした薬物乱用防止啓発活動を強力に推進します。

イ 事業内容

- 福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催
- 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催
〈薬物乱用防止指導員地区協議会長 16名〉
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動「新国連薬物乱用根絶宣言」支援事業
(6月20日～7月19日)
- 薬物乱用防止指導員等研修会の開催 県内11方部
- 薬物乱用防止教室の支援(専門講師派遣)
- 指導員啓発資料の作成配布(パンフレット等)
- 「薬物相談窓口」の設置 8保健所(中核市含む)
- 薬物関連問題相談事業(精神保健福祉センター)
専門相談窓口設置 毎月第3木曜日 432千円
薬物乱用防止フォーラム 11月 郡山市
薬物関連問題実務担当者会議・研修会 10月 福島市
- 危険ドラッグ等撲滅啓発事業 2地区(中通り・会津) 3,497千円

② 麻薬取扱者等に対する指導取締り

ア 目的

麻薬関連法令に基づく取締りの充実強化を図り、乱用による弊害の未然防止に努めます。

イ 事業内容

- 麻薬、覚醒剤等取扱者に対する指導取締りの実施
- 麻薬向精神薬原料取扱業者に対する指導取締りの実施
- 麻薬、覚醒剤取締機関四者協議会の開催(1月)
- 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日～7月31日)

- 麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）
- 司法警察業務実務研修（3日間、仙台市）

(3) 血液対策事業の推進

① 献血推進対策

ア 目的

平成28年度より、東北六県で必要とする血液（原料血漿^{しょう}を含む。）を各県で按分して確保することとなりました。

「平成28年度福島県献血推進計画」に基づき、献血目標量を30,154L（200mL献血600L、400mL献血21,800L、血漿成分献血3,234L、血小板成分献血4,520L）としたことから、この目標量を確保するため、献血推進キャンペーン等の実施、若年層の献血への理解を深めるための普及啓発、複数回献血の推進を図ります。

特に、若年層の献血離れが顕著であることから、ジュニア献血ポスターコンクールや献血出前講座等を実施するなど、若年層に対する献血思想の普及・啓発を図ります。

イ 事業内容

- 福島県献血推進協議会の開催
- 地域献血の推進
- 複数回献血者の推進

各保健福祉事務所管内の献血協力事業所を訪問し、事業所献血の活性化と複数回献血の推進を図ります。

- ジュニア献血ポスターコンクールの実施 449千円
- 献血出前講座・献血セミナーの開催
- 市町村献血担当課長会議の開催
- 愛の血液助け合い運動の実施
- はたちの献血キャンペーンの実施
- 各種表彰等の実施

② 血液製剤使用適正化普及事業 317千円

ア 目的

血液製剤の使用状況等を把握して問題点を整理し、血液製剤適正使用の方策について検討を行うことにより、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図ります。

イ 事業内容

- 福島県血液製剤使用に係わる懇談会の開催 年2回
- 合同輸血療法委員会研修会、血液製剤使用指針等説明会（9月、二本松市）
- 自己血輸血講習会の開催（12月、福島市）
- 輸血に関するアンケート調査の実施

(4) 温泉の保護及び適正利用の推進

温泉源の保護・適正利用対策 748千円

ア 目的

自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進するとともに、可燃性天然ガスに係る安全対策指導等を実施します。

イ 事業内容

- 自然環境保全審議会温泉部会の開催（年3回）
- 温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導
- 温泉源定期測定調査の実施
- 地熱発電に伴う温泉掘削に係る各機関との調整

(5) 試験検査及び調査研究体制の充実

① 衛生検査所の精度管理指導対策 208千円

ア 目的

衛生検査所における検査業務が適正に行われるよう、模擬検体による精度管理を行うとともに、外部委員による監視指導等を行います。

イ 事業内容

- 衛生検査精度管理委員会の開催 8月、3月
- 外部精度管理調査の実施 12月
- 立入検査の実施 1月、2月

② 試験検査機関の精度管理事業 1,342千円

ア 目的

県内の公的分析機関、民間検査機関を対象とした精度管理事業を実施し、試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図ります。

イ 事業内容

- 試験検査精度管理委員会の開催（6月、1月）
- 試験検査精度管理調査の実施（7月）
- 試験検査精度管理結果の部門別検討会の開催（11月）
- 試験検査技術発表会の開催（2月）

※ 主な事業のみ予算額を記入

第3 予算の概要

単位：千円

事業名等	平成28年度	平成27年度	前年度対比 増減 (%)	平成28年度当初予算財源内訳		
	当初予算額	当初予算額		国庫支出金	特定財源	一般財源
医薬品の有効性・安全性の確保	20,486	24,019	-14.7%	4,397	手財 15,186 財 0 諸 6	897
薬事経済調査事業	2,899	2,841	2.0%	2,897	手財 0 財 0 諸 2	0
医薬品安全対策事業	449	432	3.9%	0	手財 449 財 0 諸 0	0
医薬品等製造承認事務	1,890	1,677	12.7%	0	手財 1,890 財 0 諸 0	0
登録販売者試験事業	2,351	2,167	8.5%	0	手財 2,351 財 0 諸 0	0
災害時医薬品等備蓄供給事業	897	900	-0.3%	0	手財 0 財 0 諸 0	897
経常1 (各種会議・協議会負担金、臨時職員経費)	1,105	1,088	1.6%	0	手財 1,101 財 0 諸 4	0
経常2 (薬務関係許認可台帳管理システム、毒物劇物営業者登録等システム等)	6,095	5,185	17.6%	0	手財 6,095 財 0 諸 0	0
経常3 (薬事審議会の開催、薬務許認可指導事業等)	4,800	4,700	2.1%	1,500	手財 3,300 財 0 諸 0	0
薬局安全安心推進モデル事業	—	5,029			手財 0 財 0 諸 0	0
(重点) 医療機器工場生産体制強化等事業 医療機器品質マネジメント人材育成事業 医療機器安全管理セミナー開催事業 (新)医療機器安全管理責任者養成事業	2,671	1,483	80.1%	0	手財 0 財 0 諸 2,671	0
血液の確保対策の推進 ジュニア献血ポスターコンクール事業 血液製剤使用適正化普及事業 経常3 (献血推進事務経費)	1,215	1,163	4.5%	0	手財 766 財 0 諸 0	449
薬物乱用防止 (新) 危険ドラッグ等撲滅啓発事業 薬物乱用防止指導員運営事業 覚せい剤・シンナー・ポンド乱用防止事業 薬物関連問題相談事業 経常3 (麻薬等取締事業)	8,842	8,659	2.1%	0	手財 6,143 財 0 諸 0	2,699
新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実	137,494	71,031	93.6%	79,658	手債 571 財 0 諸 1,374	55,891
薬務課 試験検査精度管理事業 衛生検査所精度管理指導対策	1,578	1,550	1.8%	0	手財 210 財 0 諸 1,368	0
衛生研究所 健康危機管理体制整備等事業 一般依頼検査事業 調査研究事業 衛生研究所一般事務費 (経常行政経費) 行政検査機器の更新等事業 経常1 (衛生研究所運営事務費) 経常2 (衛生研究所運営事務費等)	135,618	69,183	96.0%	79,658	手債 361 財 0 諸 0 6	55,593
環境医学研究所 経常2 (環境医学研究所運営事務費) 経常3 (環境医学研究所研究経費)	298	298	0.0%	0	手 0 諸 0	298
温泉の適正利用の推進 可燃性ガス温泉対策事業 経常1 (硫化水素含有温泉調査事業等) 経常3 (温泉保護指導事業)	1,268	1,113	13.9%	0	手財 1,268 財 0 諸 0	0
合計	171,976	107,468	60.0%	84,055	手債 23,934 財 0 諸 4,051	59,936

※ 経常1 - 健康衛生事務経費 (運営経費)
 経常2 - 健康衛生事務経費 (施設管理経費)
 経常3 - 薬務総務事務経費 (経常行政経費)

※手：手数料 債：県債 財：財産収入 諸：諸収入・負担金・繰入金

Ⅱ 平成27年度薬務行政概要

第1 薬 事

(概 況)

県民の医療サービスの総合的な推進等を図るため、平成25年11月に公布された薬事法の一部を改正する法律（再生医療等製品・医療機器関連）と良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律により、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保を重点施策として、薬事監視等の強化、薬事知識の普及啓発、登録販売者試験の実施、医薬分業の適正推進等種々の事業を行いました。

まず、医薬品等の製造関係では、県内の製造業施設数は医薬品が39、体外診断用医薬品が4、医薬部外品が14、化粧品が22及び医療機器が71の計150施設となっております（前年度比9施設増）。製造販売業者数は、医薬品が3、体外診断用医薬品が2、医薬部外品が1、化粧品が5及び医療機器が22の計33社となっております（前年度比変わりなし）。

本県は緑豊かな広大な県土を有し、高速交通体系の整備も着実に進んでいることから、医薬品・医療機器等製造業は県を支える確固たる産業としてさらに重要性が増すことが予想され、県内に医療機器関連産業を集積するため、「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を、平成18年度から商工労働部と連携して推進しています。平成27年度は、医療機器品質マネジメント人材育成セミナーを年間11回開催したところ、新規参入企業等36社、346名（延べ受講者数）が受講し、安全性が高く高品質な医療機器が製造できる品質保証体制の充実強化が図られました。

医薬品、医療機器等製造販売業及び製造業に係る承認・許可の事務の進行管理・審査の効率化・迅速化に関しては、本課に厚生労働省と直結したFD申請システムを整備し、販売業関係（麻薬免許を含む。）では、本課と保健所を専用回線で結んだ薬務関係許認可台帳管理システムを導入しています。

また、高度で専門性の高い医薬品、医療機器分野においてGMP/QMS調査関連業務を適正かつ円滑に実施するため、平成19年3月に「福島県GMP/QMS調査品質管理監督システム基準書」を制定し、機能的なGMP/QMS審査・査察体制を構築しています。

さらに、新たに医薬品販売に係る資質者として「登録販売者」制度が設けられたことから、登録販売者試験を、平成20年度から、北海道・東北地区統一試験として実施しております。平成27年度は、本県では351名が合格しています。

薬事監視体制については、保健所において直接県民と密接した監視指導を計画的に実施している他、適切な指導を行うため組織的な研修等により薬事監視員としての資質の

向上を図っています。

次に、近年、高齢社会の到来や生活習慣病などを中心とした疾病構造の変化に伴い、健康に対する関心が一段と高まる中であって、いわゆる健康食品や健康機器等に関する消費者の苦情相談も増加傾向がみられることから、危険ドラッグ等指定薬物の発見に努めるとともに、いわゆる健康食品等の買上試験により無承認無許可医薬品等の発見に努め、また、これらに対する正しい知識の啓発を図っています。

医薬分業の適正推進については、県薬剤師会と連携を図りながら、改正薬事法により「薬局における安全管理体制」の構築が施行されたことから、制度の周知と「かかりつけ薬局」の確立に努めました。また、県内には17年4月からは奥羽大学に薬学部が、19年4月からはいわき明星大学にも薬学部が開講されていることから、薬学生実務研修を視野に入れながら薬剤師の資質向上を図り、高度な医療提供の実現に向け適切な医薬分業を推進しています。

2 福島県外の医薬品配置販売業者数

平成28年3月31日現在

都道府県名	富山	奈良	宮城	茨城	栃木	東京	埼玉	群馬	千葉	その他	計
業者数 (既存配置)	43	8	11	3	3	2	4	2	1	13	90
業者数 (新配置)	4	4	0	1	0	2	1	0	0	2	14
既存配置:愛知3件、岩手2件、大阪2件 その他(内数): 北海道、山形、神奈川、静岡、兵庫、佐賀 各1件 新配置:愛知2件											

3 薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数

平成27年度

業種	件名	区 分			
		新規申請/届出	許可更新申請	許可証等 書換え交付 申請	許可証等 再交付 申請
薬局		26	89	11	0
医薬品販売業	一般	25	72	5	0
	卸売一般(卸売)				
	薬種商				
	特例				
	店舗	1	24		
	配置	26	96	16	0
	小計	210		28	21
	配置従事者 身分証明書	172		30	2
	高度管理医療機器等 販売業貸与業	37	36	16	0
	管理医療機器販売業・ 貸与業届出済証交付	467(7)			
	計	938	221	74	23

※()は届出済証交付

4 登録販売者試験の実施

医薬品販売制度改革の改正薬事法のうち登録販売者にかかる部分が平成20年4月から施行され、北海道・東北地区の統一問題による試験を年1回実施した。

平成20年度

○ 第1回 H20.8.20実施 受験者数1,054名 合格者数550名 合格率52.2%

○ 第2回 H21.1.28実施 受験者数 660名 合格者数268名 合格率40.6%

平成21年度

○ H21.8.26実施 受験者数 588名 合格者数 172名 合格率29.3%

平成22年度

○ H22.8.25実施 受験者数 356名 合格者数 217名 合格率61.0%

平成23年度

○ H24.2.12実施 受験者数 976名 合格者数 314名 合格率32.2%

平成24年度

○ H24.8.22実施 受験者数 231名 合格者数 113名 合格率48.9%

平成25年度

○ H25.8.28実施 受験者数 316名 合格者数 180名 合格率57.0%

平成26年度

○ H26.8.27実施 受験者数 348名 合格者数 169名 合格率48.6%

平成27年度

○ H27.8.26実施 受験者数612名 合格者数 351名 合格率57.4%

● 合計(平成20年度～平成27年度) 受験者数5,141名 合格者数2,334名 合格率45.4%

5 医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数

平成27年度

区 分	製造販売業					製造業					修理業					計					
	製 造 販 売 業 許 可 新 更 新	許 可 更 新	(薬 局) 認 製 造 販 売 承 届	製 造 販 売 届	廃 止 届	製 造 業 許 可 査 査	適 合 性 調 査	区 分 変 更 許 可	許 可 更 新	許 可 書 換 交 付	変 更 届	廃 止 届	許 可 申 請	許 可 更 新	区 分 変 更 ・ 追 加 許 可		許 可 書 換 交 付	再 交 付	変 更 届	廃 止 届	
医薬品	0	0	-	2	0	0	0	20	1	0	0	61	1							85	
専 業 薬 局	1	4	385	29	0	3	1	-	0	4	0	29	3							459	
体外診断用医薬品	0	0	-	5	0	0	0	-	0	0	0	7	0							12	
医薬部外品	0	0	-	0	0	0	1	1	1	2	0	20	0							25	
化粧品	0	0	-	1	24	0	0	-	1	2	0	16	0							44	
医療機器	1	1	-	5	0	1	7	-	0	2	0	17	1	7	14	3	3	0	39	4	105
計	2	5	385	42	24	4	9	21	3	10	0	150	5	7	14	3	3	0	39	4	730

6 医薬品等の生産等状況（平成27年集計）

医薬品の生産金額（輸入を含む）は、対前年比約3.2%減少した。

医薬部外品の生産金額（輸入を含む）は、対前年比約31.1%減少した。

医療機器の生産金額は、対前年比約28.2%減少した。

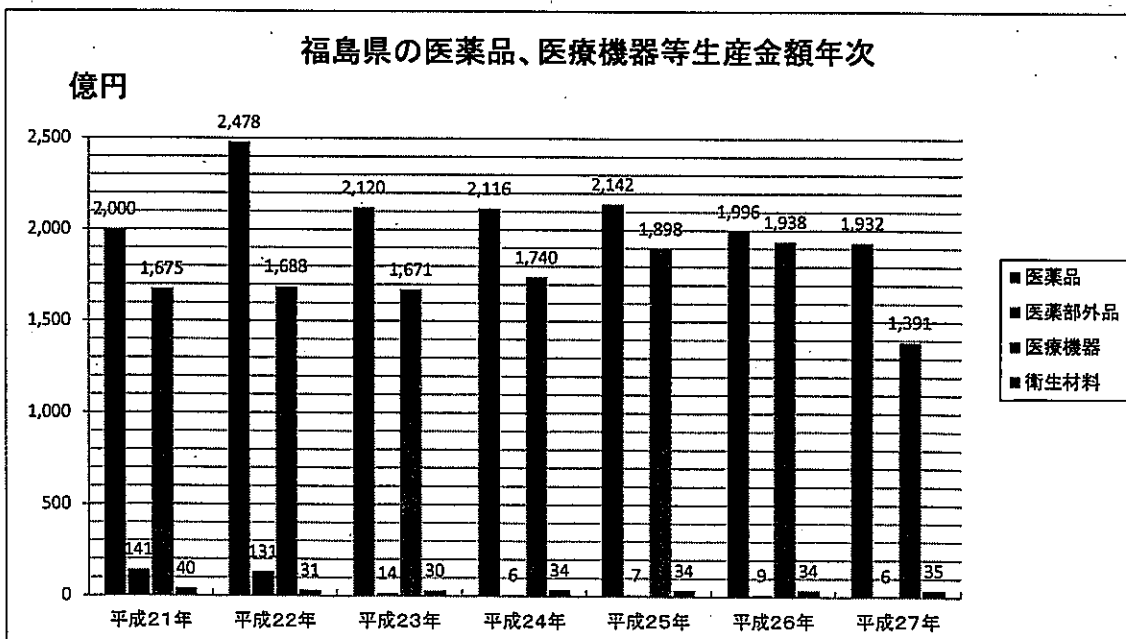
衛生材料の生産金額は、年により変動が大きいですが、対前年比で約3.5%増加した。

単位：百万円

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
医薬品	製造金額	103,513	134,171	105,316	105,707	107,432	86,476
	輸入金額	96,478	113,590	106,680	105,852	106,811	106,709
	計	199,991	247,761	211,996	211,559	214,243	193,185
医薬部外品製造(輸入)金額	14,092	13,082	1,412	599	652	912	628
医療機器	製造金額	80,128	91,128	97,639	108,858	124,471	77,567
	輸入金額	87,380	77,694	69,505	65,123	65,317	61,500
	計	167,508	168,822	167,144	173,981	189,788	139,067
衛生材料製造金額	4,028	3,083	3,001	3,388	3,445	3,394	3,513

* 医薬品及び医療機器の生産金額（薬事工業生産動態統計調査：平成26年までは国の確定値、平成27年は国の月別集計(暫定値)）

* 医薬部外品及び衛生材料の生産金額（薬事工業生産動態統計調査：県の集計）



7 薬事監視状況

全県（郡山市、いわき市を含む）の薬事関係営業者数は、7,805件であり、立入検査施設数（業務上取扱施設の立入検査を除く。）は1,114件、14.3%の立入監視率であった。監視率は前年度より増加した。

違反発見施設数は、266件であり、前年度の184件より82件増加した。

薬事許可業態別違反率（違反発見施設数／立入検査施設数）は、店舗販売業（43.2%）、薬局（39.8%）、卸売販売業（26.9%）の順で違反が多かった。

違反内容別では、販売体制等、構造設備、届出事項の不備の順に多かった。

(1) 医薬品等一斉監視指導

① 実施年月日 平成27年7月22日～平成28年2月29日（製造業者等）

平成27年7月22日～平成27年9月30日（薬局等）

② 実施対象 医薬品等製造販売業者及び製造業者、薬局及び医薬品販売業者

③ 監視重点事項

(ア) 医薬品等GMP/QMSの実施状況

(イ) 後発医薬品製造業者の製造・品質管理、バリデーションの実施状況

(ウ) 化粧品製造施設にあっては、特に配合成分及び成分表示の内容確認

(エ) 薬剤師による実地の店舗の管理状況及び処方せん医薬品の取扱い

(オ) 医薬品の適正な使用のために必要な情報の提供状況

(カ) 毒劇薬の保管管理及び管理体制の実施状況

(キ) 薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保する措置の状況

④ 監視結果

立入検査施設数は製造業者等10件、薬局等64件であった。

違反件数は薬局等で33件あり、薬局等店舗における法定掲示、医薬品業務手順書の作成及びその運用、医薬品の業務に係る医療の安全を確保する措置の状況、薬局等（店舗、事業所）の管理、毒薬劇薬の取扱い、医薬品を区別して貯蔵陳列等に関する違反が発見された。

⑤ 収去検査

事例なし

(2) 医療機器一斉監視指導

① 実施年月日 平成27年7月22日～平成28年2月29日

② 実施対象 医療機器の製造業者及び製造販売業者並びに販売業者等

③ 監視重点事項

(ア) 指定品目（動脈ラインコネクタ）の収去

(イ) 指定品目の製造業者に対するQMS実施状況

(ウ) 指定品目の製造販売業者に対するGQP・GVP実施状況

④ 監視結果

立入検査施設数は製造業者等23件、販売業者（再生医療等製品販売業を含む）等244件であった。

⑤ 収去検査

単回使用採血用針等 2検体（無菌試験）

8 医薬品等の苦情相談処理状況

県消費生活センターに週1回設置している「医薬品等の苦情相談室」における処理状況は、次のとおりであった。

総処理件数は33件で、前年度より7件増であった。個別的には医療サービス（医療用医薬品）及び健康食品に関するものが多かった。内容的には安全・衛生、効能効果に関するものが多かった。

(1) 苦情件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医薬部外品	健康食品	化粧品	保健衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
件数	15	6	1	7	3				1	33
割合(%)	45.5%	18.2%	3.0%	21.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	100%

(2) 苦情項目件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医薬部外品	健康食品	化粧品	保健衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
安全・衛生	15	6	1	6	2				1	31
効能・効果 (品質機能)	8		1	3	1				1	14
法規	1									1
価格	3			2						5
表示・広告	1			2						3
販売方法	1									1
対応	3									3
包装・容器										0
買物相談										0
生活知識										0
その他	1									1
合計	33	6	2	13	3	0	0	0	2	59

9 薬事関係講習会の開催状況

医薬品等製造販売業者・製造業者、薬局・薬店、医療機器販売業者等を対象として、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、各種講習会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会等へ講師を派遣し、関係法令の周知を図りました。

名 称	開催年月日	対 象	参加人数	内 容
配置従事初任者講習会	27. 6. 3 27. 12. 2	配置従事予定者及び 配置従事初任者	10名	「薬事関係法規」他
福島県医薬品卸組合通常 総会	27. 7. 13	医薬品卸組合会員	8名	「最近の薬務行政について」 他
全薬協全国統一講習会	27. 6. 4	全薬協会員	84名	「薬事法改正について」 「危険ドラッグ」 「献血の推進」等
福島県女性薬剤師会	27. 6. 14	女性薬剤師	25名	「薬事行政の現状」
三県合同医薬品等製造販 売業者等講習会	27. 10. 15～ 27. 10. 16	医薬品等製造販売業 者等	159名	「最近の薬事監視行政につ いて」他
医療機器販売管理者・修 理業責任技術者継続研修 会	27. 10. 22	県内医療機器販売・ 賃貸・修理業者	156名	「薬事法その他薬事に関する 法令」
医療機器品質マネジメン ト人材育成セミナー	27. 8. 31 27. 9. 8 27. 9. 17 27. 10. 2 27. 11. 11 28. 1. 13 28. 1. 27 28. 2. 15 28. 2. 17	異分野からの新規参 入を目指す医療機器 製造業者等	349名 (延べ人数)	「医療機器と法規制・QMS概 論」、「医療機器リスクマネ ジメントの実際」、医療機器 の設計・管理の実際」、「医 療機器の是正措置・予防措置 の実際」、「医療機器の部材 調達・OEM製造の実際」他
第11回GMP・QMS 研究会	28. 1. 15	医薬品等製造販売業 者等	74名	「GMP・QMS適合性調査 における指摘事例について」
医工連携人材育成セミ ナー	28. 2. 4	医療機器製造販売業 者等	17名	「医療機器に係る製造所登録 と調査」「医療機器に係る製 造販売業許可と審査」
医療機器安全管理セミ ナー	27. 12. 3 28. 1. 14 28. 1. 21	医療機関職員 (医師、看護師、 臨床工学技士等)	311名	「医療機器の安全使用と添付 文書の正しい読み方」、 「医療機器安全にかかわる ヒューマンファクターズ」
高度管理医療機器等販売 等継続研修会	27. 11. 29	福島県薬剤師会会員	320名	「医薬品医療機器等法の概要 について」他

10 国有ワクチン供給状況

品目	年度																											
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27						
ガスエソウマ抗毒素	0	9	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボツリヌスウマ抗毒素	0	0	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジフテリアウマ抗毒素	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乾燥組織培養不活性化狂犬病ワクチン	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4

※平成25年度までは、県において「乾燥ガスエソウマ抗毒素」を国から購入し備蓄していたが、需要頻度が低いこと、また、東北地区の国有ワクチン等保管場所が隣県のため随時搬送可能であることから、平成26年度以降、県は国有ワクチン等を備蓄していない。

11 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況で見ると、昭和49年以降急速に増加した。平成27年と10年前（平成17年）と比較すると、処方せんの発行枚数で1.1倍となっている。

また、処方せん受取率で見ると、全国平均が70.0%であるのに対し、本県は74.8%で全国10位であった。

年次別処方せん取扱い状況

年次	処方せん枚数	請求金額	取扱薬局数	保険薬局数
47	9,731	7,587,563	30	
48	7,930	5,982,264	20	
49	16,403	18,910,936	56	
50	72,713	109,740,520	74	290
51	148,190	279,778,949	107	304
52	330,510	712,185,874	129	316
53	429,016	994,777,261	114	331
54	560,473	1,370,611,860	116	361
55	854,085	2,280,768,895	144	371
56	1,048,772	2,855,203,130	151	378
57	1,250,432	3,500,618,800	181	394
58	1,296,057	3,888,162,983	166	393
59	1,213,195	3,601,710,445	165	385
60	1,236,618	3,749,842,361	162	384
61	1,187,357	3,991,450,072	140	381
62	1,238,188	4,311,772,547	148	372
63	1,311,165	4,705,295,198	144	376
元	1,294,650	4,968,057,470	150	376
2	1,446,701	5,614,242,876	156	376
3	1,457,780	6,045,516,984	161	379
4	1,636,629	7,041,571,189	174	389
5	2,054,466	9,226,011,438	199	426
6	2,738,671	13,719,252,718	293	450
7	3,756,618	20,127,856,054	376	471
8	4,360,115	24,758,989,800	409	489
9	5,109,581	29,016,953,260	475	537
10	6,469,722	37,356,167,250	543	572
11	7,971,617	46,514,733,940	583	641
12	9,327,477	55,611,156,920	629	678
13	9,756,960	60,886,217,420	660	701
14	10,317,647	65,391,550,000	686	737
15	10,391,697	72,316,170,000	703	754
16	10,857,584	78,281,720,000	741	793
17	11,421,224	84,701,190,000	771	798
18	11,599,015	85,786,980,000	798	826
19	12,075,183	92,447,620,000	811	836
20	12,121,792	96,251,540,000	831	859
21	12,243,662	103,149,360,000	835	862
22	12,323,901	105,051,020,000	849	864
23	12,240,181	108,763,110,000	808	861
24	13,099,843	114,550,170,000	820	867
25	12,806,387	118,546,000,000	832	875
26	12,761,334	118,982,680,000	845	879
27	12,746,921	126,360,460,000	847	878

請求金額については、平成14年から日本薬剤師会調べ「保険調剤の動向（速報値）」の年度報（3月～2月）を参考値として記載

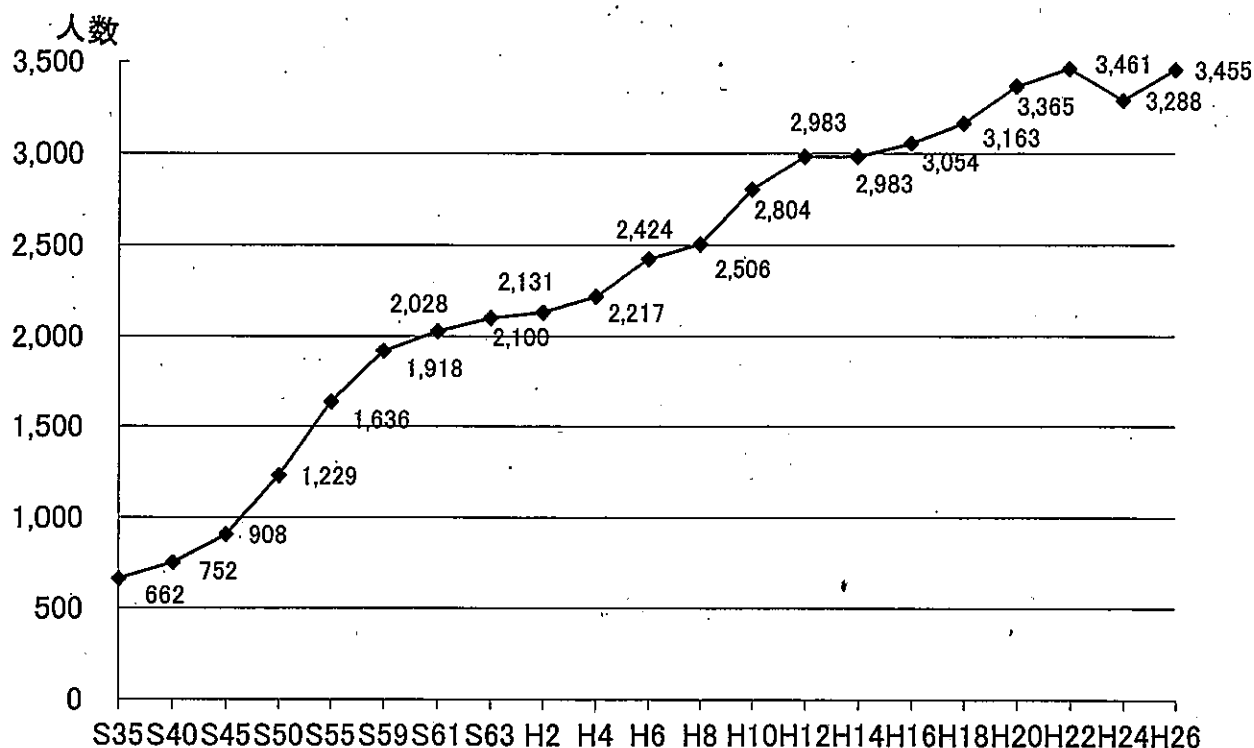
保健所別処方せん取扱い状況

保健福祉 事務所名	処方せん枚数	構成比率	取扱薬局数	保険薬局数 ※	在宅薬剤 管理指導	処方せん発 行医療機関
	枚	%				
県 北	3,455,290	27.1%	239 (248)	246	218	264
県 中	3,274,993	25.7%	202 (206)	201	169	286
県 南	609,722	4.8%	47 (47)	43	41	49
会 津	1,709,804	13.4%	118 (119)	116	101	136
南会津	88,527	0.7%	7 (8)	7	6	11
相 双	754,528	5.9%	50 (76)	76	59	51
いわき市	2,854,057	22.4%	184 (185)	189	165	234
計	12,746,921	100.0%	847 (889)	878	759	1,031

() 内は薬局総数、H27. 12. 31現在

※保険薬局数： 保険指定薬局数（東北厚生局福島事務所調べ）

12 県内薬剤師の状況



13 医薬品等安全対策としての情報提供体制

医薬品等の安全確保のため、昭和53年度から「福島県医薬品情報委員会」を設置し、県内医療機関、薬局等に対し、「福島県医薬品情報」を伝達してきたが、平成10年度にそれを廃止し、社団法人福島県薬剤師会に対し医薬品情報をリアルタイムで入手できるFAXBOXシステムの設備整備補助を行った。

- (1) 情報の提供対象
医療機関、薬局、行政機関等各関係機関、各関係団体、一般
- (2) 情報提供を行う施設
一般社団法人福島県薬剤師会薬事情報センター
- (3) 提供する情報の種類
 - 緊急安全情報
 - 医薬品使用上の注意改訂情報
 - 新医薬品情報
 - 厚生労働省医薬品安全性情報
 - 新添付文書
 - トピックス等

なお、医薬品等の安全性情報については、様々な報告制度を通じて、厚生労働省で情報の収集、評価及び行政措置を一元化して行っており、この内容を厚生労働省からのFAX送信（緊急FAX情報）、メーカーからの文書等により伝達しているところである。

FAXBOXシステムには、これらの情報が随時蓄積されている。

14 薬と健康の週間の事業状況

行政と薬事7団体で構成する福島県くすりの週間実行委員会の共催で本事業を実施しているが、恒常的行事として、ポスター及びリーフレットの配布、消費者啓発用のパネルの展示、薬事衛生教室などを開催したほか、「医薬品の取扱い」等について県民への啓発を図った。

また、平成27年度は、田村及び会津地区を重点地区と定め、自己血糖測定ブース、お薬と健康の相談、薬剤師体験コーナー、肺年齢測定、一般用医薬品相談コーナー、パネル展示、愛の献血運動等を通じ、本週間の意義、医薬分業の必要性等について啓蒙普及を図った。

さらに、薬事衛生功勞で知事感謝状の表彰を行った他、福島県くすりの週間実行委員会委員長（県薬剤師会長）表彰も行われた。

15 薬事関係表彰

表彰区分	氏名又は団体名	所属	功 勞 名	月 日
大臣表彰	該当なし			
知事表彰	浅井 則子	薬剤師会	薬事衛生功勞	27. 5. 14
知事感謝状	濱田 博夫	薬剤師会	薬事衛生功勞	28. 1. 22
	瀬倉 清彦	薬剤師会	〃	
	前川 健	配置	〃	
	印口 眞二	工業協会	〃	
	小林 啓一	病薬	〃	

16 災害時医薬品等の備蓄供給体制

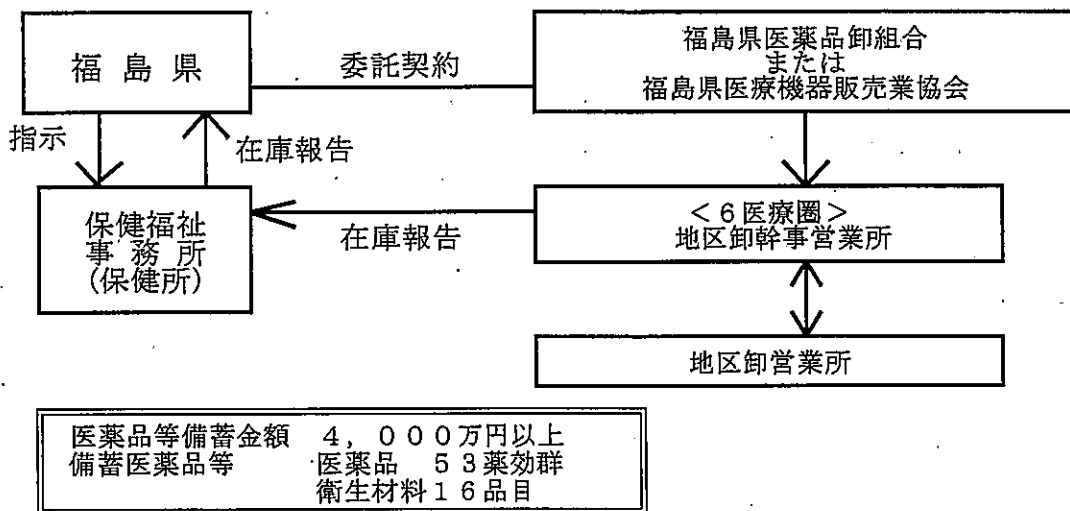
平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害時発生の初動期（1～3日）に必要とされる医薬品等を、医薬品については県医薬品卸組合と、また、平成23年度より衛生材料については県医療機器販売業協会と委託契約を行い、県内6地区（南会津地区は会津地区に含む。）に備蓄している。

東日本大震災の際には、震災当日から当該供給体制により各医療機関、救護所、医療チーム等に対して医薬品等の供給（3/11～9月末まで計540回）を行った。

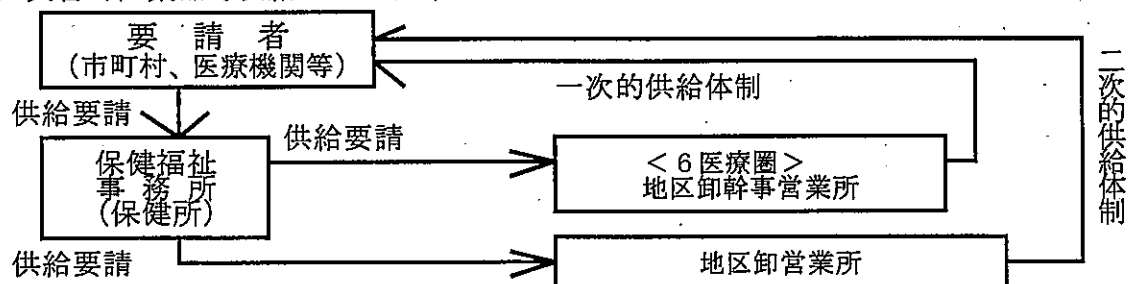
また、福島県薬剤師会と「災害時における医療救護活動についての協定」を締結したことに伴い、発災後、医薬品集積所における仕分け作業、救護所における調剤、医療チームに同行しての服薬指導等の医療救護活動（3/18～8月末まで延べ2,788名）を行った。

平成26年5月27日には、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門福島県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結し、災害時の医療ガス等の供給協力体制を構築した。

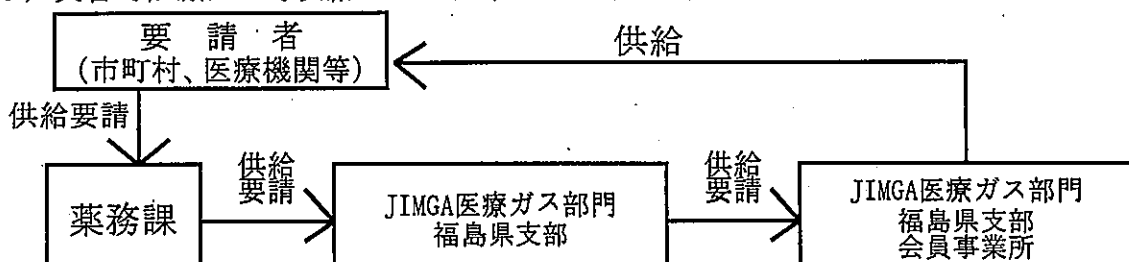
(1) 災害時医薬品等備蓄フローチャート



(2) 災害時医薬品等供給フローチャート



(3) 災害時医療ガス等供給フローチャート



(4) 災害時医薬品備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	卸営業所数 (卸幹事含む)
県 北	(株)スズケン福島支店	024-525-1233 024-535-8467	6
県 中	(株)恒和薬品医薬品センター	024-959-6614 024-959-6135	5
県 南	(株)バイタルネット白河支店	0248-23-2811 0248-23-2231	3
会 津	東邦薬品(株)会津営業所	0242-27-1771 0242-27-0654	5
相 双	(株)恒和薬品南相馬営業所	0244-22-5141 0244-24-1484	3
いわき	(株)メディセオいわき支店	0246-21-8835 0246-21-8871	6
合 計			28営業所

(5) 災害時備蓄医薬品の薬効分類群等

- ① 内 服 薬 (13剤)
- ② 注 射 剤 (26剤)
- ③ 輸 剤 (5剤)
- ④ 外 用 剤 (8剤)
- ⑤ 防疫用薬剤 (1剤)

(6) 災害時衛生材料備蓄体制

地 区	御幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	御営業所数 (御幹事含む)
県 北	サンセイ医機(株)	0243-62-0155 0243-62-1525	3
県 中	(株)ジオット	024-923-2929	3
県 南		024-934-5436	
会 津	(株)ジオット会津若松営業所	0242-25-3650 0242-25-3651	3
相 双	サンセイ医機(株)原町営業所	0244-23-4611 0244-23-4679	1
いわき	(株)三陽いわき営業所	0246-27-7631 0246-27-3607	3
合 計			13営業所

(7) 災害時備蓄衛生材料

① 衛生材料(16品目)

(8) 災害時医療ガス等供給体制(協定)

地 区	事 業 者	上段：電話番号 下段：FAX番号	会 員 事業所数
全 県	(一社)日本産業・医療ガス協会 東北 地域本部医療ガス分門 福島県支部※	024-942-8731 024-953-3411	48

※略称：JIMGA医療ガス部門福島県支部

福島県災害時医薬品等備蓄品目表 (医薬品53薬効群・衛生材料16品目)

1. 内服薬 (13剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静剤・抗不安剤 (112) (T)	8	消化性潰瘍用剤 (232) (T)
	催眠鎮静剤・抗不安剤 [シロップ等] (112) (mL)		消化性潰瘍用剤 (232) (包)
2	解熱・鎮痛・消炎剤 (114) (T)	9	整腸剤 (231) (包)
	解熱・鎮痛・消炎剤 [シロップ等] (114) (mL)	10	止瀉剤 (231) (T)
3	総合感冒剤 (118) (包)	11	抗生物質製剤 (613) (T)
	総合感冒剤 [小児用] (118) (包)		抗生物質製剤 [シロップ用剤] (613) (包)
4	不整脈用剤 (212) (T)	12	合成抗菌剤 (624) (T)
5	血圧降下剤 (214) (T)	13	抗ウイルス剤 (625)
6	血管拡張剤 (217) (T)		タミフル・ドライシロップ (本)
7	気管支拡張剤 (225) (T)		
	気管支拡張剤 [シロップ等] (225) (mL)		

2. 注射剤 (26剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静・抗不安剤 (112)	14	制吐剤 (239)
2	抗てんかん剤 (113)	15	副腎ホルモン剤 (245)
3	解熱・鎮痛・消炎剤 (114)	16	インスリン [速効・中間・持続性] 100単位/mL (249)
4	鎮痙剤 (124)	17	電解質補液 カリウム (331)
5	強心剤 (211)	18	電解質補液 ナトリウム (331)
6	不整脈用剤 (212)	19	電解質補液 カルシウム (321)
7	利尿剤 (213)	20	止血剤 (332)
8	血圧降下剤 (214)	21	血液凝固阻止剤 (333)
9	血管拡張剤 (217)	22	解毒剤 (392) [炭酸水素ナトリウム]
10	呼吸促進剤 (221)	23	酵素製剤 (395) [ウロキナーゼ製剤]
11	気管支拡張剤 (225)	24	抗ヒスタミン剤 (441)
12	消化性潰瘍用剤 (232)	25	抗生物質製剤 (61)
13	腸管運動機能亢進剤 (239)	26	抗破傷風人免疫グロブリン (634)

3. 輸液 (5剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	5%ブドウ糖液 (323)		輸液 (人工透析液を含む)
2	50%ブドウ糖液 (323)	4	電解質輸液開始液
3	生理食塩水 (331)	5	電解質輸液維持液

4. 外用薬 (8剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	外皮用殺菌消毒剤 (261)	5	殺菌精製水 (713)
2	うがい薬 (226)	6	催眠鎮静・抗不安剤座剤 (112)
3	止痒軟膏 (264)	7	解熱・消炎・鎮痛剤座剤 (264)
4	火傷用軟膏 (263)	8	消炎・鎮痛パップ剤 (264)

5. 防疫用薬剤 (1剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	防疫用殺菌消毒剤 (732)

6. 衛生材料 (16品目)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	副木材料 (金属製可)	9	注射筒 (針付)
2	三角巾	10	インスリン注射筒 100単位/mL用
3	清浄綿	11	点滴輸液セット
4	脱脂綿 (カット綿)	12	手袋 ラテックス (パウダーフリー)
5	伸縮包帯	13	サージカルマスク
6	救急絆創膏	14	メディカルキャップ
7	サージカルテープ	15	血圧計
8	ガーゼ	16	体温計

第 2 毒 物 劇 物

(概 況)

毒物劇物については、事件事故等による健康被害の発生を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき必要な措置を講じているが、毒劇物製造所における漏洩事故が跡を絶たず、健康被害等が発生している。

このような状況の下、毒物劇物による危害に対する県民の安心安全を確保するため、毒物劇物製造業者販売業者等に対する計画的な立入指導を実施している。

1 毒物劇物営業業者数（保健所別）

平成27年3月31日現在

	毒 物 劇 物											特定毒物研究者	合 計
	製 造 業	輸 入 業	販 売 業			業 務 上 取 扱 者							
			一 般	農 業 用	特 定	め 電 け っ き 業 気	熟 金 処 理 業 属	運 送 業	防 じ ろ あ 業 業 り				
県 北	4	県 3 大 1	4	県 1 大 3	184	82	18	1	0	0	0	8	301
県 中	11	県 7 大 4	2	県 1 大 1	38	77	2	4	2	0	0	6	142
県 南	2	県 2 大 0	0	県 0 大 0	41	44	3	2	0	0	0	0	92
会 津	7	県 6 大 1	0	県 0 大 0	99	67	6	3	0	1	0	1	184
南 会 津	0	県 0 大 0	0	県 0 大 0	6	20	1	0	0	0	0	0	27
相 双	10	県 5 大 5	2	県 1 大 1	64	46	1	3	0	2	0	0	128
小 計	34	県 23 大 11	8	県 3 大 5	432	336	31	13	2	3	0	15	874
郡 山 市	—	県 — 大 —	—	県 — 大 —	176	49	16	6	1	7	0	—	255
い わ き 市	22	県 6 大 16	3	県 1 大 2	151	38	7	5	0	25	0	9	260
小 計	22	県 6 大 16	3	県 1 大 2	327	87	23	11	1	32	0	9	515
合 計	56	県 29 大 27	11	県 4 大 7	759	423	54	24	3	35	0	24	1,389

* 1 いわき市の件数には、県が登録・立入権限を有する製造業・輸入業を含む。

* 2 製造業・輸入業欄の「県」は県知事登録

* 3 製造業・輸入業欄の「大」は厚生労働大臣登録

2 毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成27年度

業種	件名	新 規	登 録 更 新	登 録 票		計
				書 換 交 付	再 交 付	
毒物劇物販売業		103	99	74	2	278
業務上届出事業場		1				1
特定毒物研究者		2				2
毒物劇物取扱者試験合格者				4	24	28
計		106	99	78	26	309

3 毒物劇物製造業（輸入業を含む）登録等の取扱件数

平成27年度

区 分	申 請					届 出			申 請 ・ 届 出 の 計
	新 規 登 録	登 録 変 更	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届 出 （ 取 扱 責 任 者 の 他	又 業 は 務 休 廃 止	止	
				書 換 交 付	再 交 付				
厚生労働大臣登録	1	7	7	3	0	1	13	3	35
県知事登録	4	0	6	0	0	5	2	2	19
計	5	7	13	3	0	6	15	5	54

4 毒物劇物監視状況

本県では、毒劇物製造・輸入業者に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理状況、製品の表示、危害防止規定に基づく保安点検の実施状況等について確認を行った。

また、毒物劇物販売業者への立入検査では、譲渡手続、交付制限の遵守、保管管理状況、合併・人事異動による取扱責任者の確認を重点的に監視するとともに、特に過酸化水素については、近年手製爆発物の製造等に使用した事件が発生していることから、譲渡手続きの遵守の指導を徹底した。

平成27年度における毒劇物の登録及び届出数は、1,329件（郡山市、いわき市を含む）であり、登録及び届出施設に対する立入検査施設数は、279件（法第22条第5項の者を除く。）、立入監視率は35.2%であった。

違反発見施設は115件（法第22条第5項の者を含む。）であり、前年度より37件増加した。

登録業態別違反率（違反発見施設数／立入検査施設数）では、金属熱処理事業（100.0%）、特定品目販売業（72.7%）、農業用品目販売業（26.3%）の順で高かった。

違反内容別では、記録の保存、取扱、貯蔵陳列場所の順で違反が多かった。

毒劇物製造業者等での人為的なミスが原因となる毒物劇物の漏洩事故が多発していることから、事故発生時の対応方法や従業員の教育訓練についても徹底するよう事業所に対し立入指導した。

5 毒物劇物取扱者試験

○月 日 平成27年8月25日

○場 所 郡山市南二丁目52番地

ビッグパレットふくしま

区 分		出 願 者	受 験 者	合 格 者	合 格 率
平成 27 年	一 般	289 人	272 人	96 人	35.3%
	農業用品目	158 人	150 人	28 人	18.7%
	特 定 品 目	3 人	3 人	1 人	33.3%
	計	450 人	425 人	125 人	29.4%
平成 9 年		325	299	128	42.8
平成 10 年		284	275	115	41.8
平成 11 年		302	285	122	42.8
平成 12 年		299	281	114	40.6
平成 13 年		346	330	126	38.2
平成 14 年		253	243	97	39.9
平成 15 年		298	288	102	35.4
平成 16 年		345	332	94	28.3
平成 17 年		369	353	98	27.8
平成 18 年		420	407	107	26.3
平成 19 年		421	403	111	27.5
平成 20 年		443	427	134	31.4
平成 21 年		436	425	129	30.4
平成 22 年		493	482	140	29.0
平成 23 年		370	350	98	28.0
平成 24 年		468	450	81	18.0
平成 25 年		470	454	110	24.2
平成 26 年		431	411	125	30.4
平成 27 年		450	425	125	29.4

6 毒物劇物関係講習会開催状況

毒物劇物製造・販売業者等を対象とし、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、例年、講習会を開催している。

名 称	開催年月日 開催場所	対 象	参 加 人 数	内 容
農薬危害 防止 中央講習会	27.7.28 郡山市	毒物劇物販売 業者等	186名	「県内の農薬中毒事故と毒物及び劇物取締法について」 「水稻・野菜における総合的病害虫管理の取組みについて」
	26.7.30 郡山市		110名	「果樹における病害虫の発生動向と防除対応について」 「農薬適正使用をめぐる情勢について」

第3 麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等

(概 況)

覚醒剤等の薬物事犯は依然として跡を絶たず、しかも覚醒剤不正使用者が暴力団員など特定階層の者から青少年などの一般住民に及んでいる状況にある。

このことを踏まえ、県下16地区薬物乱用防止指導員地区協議会を中心として、地域に根差した薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、麻薬及び向精神薬取扱者、覚醒剤等取扱者、大麻栽培者等に対する立入検査を実施し、乱用薬物の不正流出防止を図った。

1 麻薬取扱者数（保健所別）

平成28年1月1日現在

区 分	家庭麻薬 製造業者	麻 薬 卸 業 者	麻 薬 小 業 者	麻 薬 施 用 者				麻 薬 管 理 者	麻 薬 研 究 者	合 計
				医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	小 計			
総 数	1	27	751	3,164	82	96	3,342	262	31	4,414
県 北		7	227	1,130	18	28	1,176	74	23	1,507
県 中		4	172	890	43	27	960	74	3	1,213
県 南	1	3	37	152	1	8	161	15	1	218
会 津		5	97	384	7	5	396	31	1	530
南会津		0	7	25	0	1	26	3	0	36
相 双		3	46	146	6	6	158	11	0	218
いわき		5	165	437	7	21	465	54	3	692

2 大麻栽培者・栽培面積（年次別）

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
栽培者数(人)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3
総面積(a)	2.4	2.4	3.5	4.0	4.3	4.3	4.0	4.0	4.0	4.5

3 大麻・けし抜去本数推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
大 麻(本)	0	0	9	35	32	35	206	120	0	10,433
け し(本)	9,615	33,382	14,068	14,488	21,830	1,914	5,995	1,536	6,420	11,656

4 麻薬関係立入検査状況

(平成27年)

業種	項目	対象・業務所数 27・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容							処置					
					譲渡・譲受証	帳簿	管理・保管	施用・処方せん	施用に関する記録	廃棄	その他	計	送致・業務停止	始末書	その他		
家庭麻薬製造業者		1	0	0													
麻薬卸売業者		28	14	0													
麻薬小売業者		749	234	30	1	12	12	2			7	34					30
麻薬診療施設	病院	123	138	34		11	6	7	15		11	50					34
	一般診療所	605	48	5		2	3					5					5
	歯科診療所	2	0	0													
	飼育動物診療施設	91	8	3		3	2		1			6					3
麻薬研究所		32	4	0													
けし研究所		0	0	0													
大麻栽培者		3	4	0													
大麻研究者		7	0	0													
計		1,641	450	72	1	28	23	9	16	0	18	95	0	0			72

5 覚醒剤関係立入検査状況

(平成27年)

業 種 \ 項 目		対象・業務所数 27・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違 反 内 容					処 置		
					譲渡・譲受証	管理・保管	所持・使用	帳簿	その他	計	始末書	その他
覚せい剤	覚せい剤施用機関 (大臣指定)	1	0	0								
	覚せい剤施用機関 (知事指定)	4	2	0								
	覚せい剤研究者	11	0	0								
覚せい剤原料	覚せい剤原料製造業者	0	0	0								
	覚せい剤原料取扱者	39	13	0								
	覚せい剤原料研究者	8	2	0								
	薬 局	891	178	2		1		1		2		2
	病院・診療所	2,419	201	2		1		1	1	3		2
	飼育動物診療施設	263	1	0								
計		3,636	397	4	0	2	0	2	1	5	0	4

6 向精神薬関係立入検査状況

(平成27年)

業 種 \ 項 目		対象・業務所数 27・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違 反 内 容					処 置		
					譲渡し等	容器等記載	保管・管理	記録	その他	計	始末書	その他
向精神薬製造製剤業者		5	0	0								
免許みなし卸売販売業者		184	13	0								
免許みなし薬局		891	203	9			2	7		9		9
病 院 等	病 院	133	128	2			1	1		2		2
	一般診療所	1,460	66	3			1	3		4		3
	歯科診療所	893	21	0								
	飼育動物診療施設	263	1	0								
向精神薬試験研究施設		21	1	1				1		1		1
計		3,850	433	15	0	0	4	12	0	16	0	15

7 大麻・けし抜去状況（平成27年度）

総本数		
○ けし		11,656本
あへん法違反		
始末書		12件
指導票		0件
説諭		23件
○ 大麻		10,433本

平成27年度のけし抜去本数は、前年度と比較して、県中地域で6,000本以上、
 県北地域で1,000本以上増加した。
 また、相双地域で10,000本を超える大麻を抜去した。

	けし抜去	大麻抜去
県北	1,209本	0本
県中	6,787本	0本
県南	1,983本	0本
会津	0本	0本
南会津	0本	0本
相双	1,377本	10,433本
いわき市	300本	0本

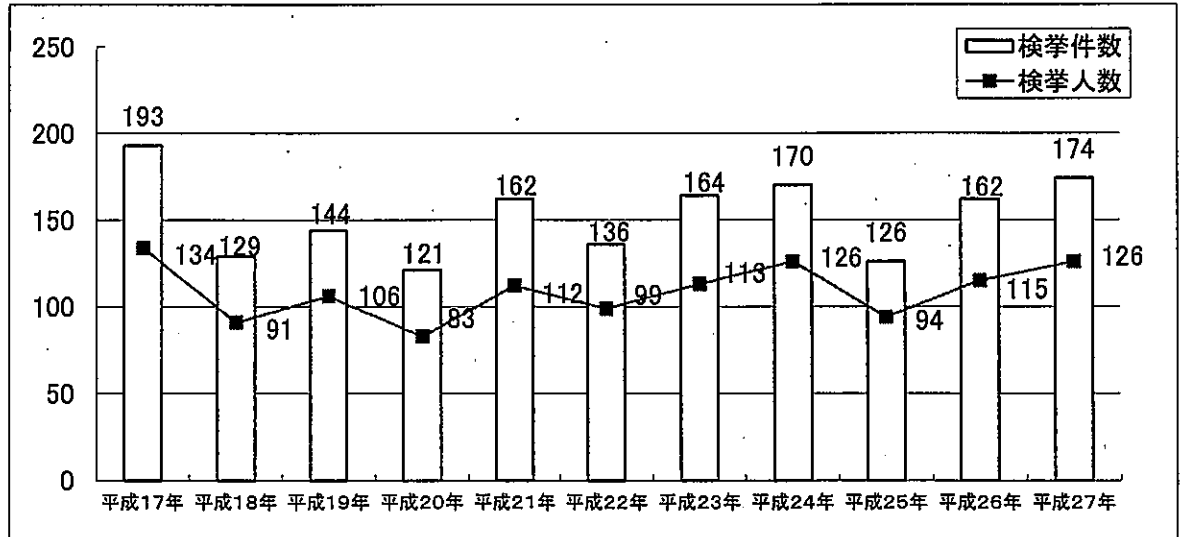
大麻・けし抜去状況（過去5年間）

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻
県北	18	0	1	0	25	0	0	0	5	0
県中	12,107	0	1,730	0	3,505	0	627	0	334	0
県南	6,218	30	25	35	1,709	206	350	120	2,429	0
会津	3,040	2	77	0	237	0	46	0	0	0
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相双	250	0	0	0	92	0	488	0	2,021	0
いわき市	197	0	81	0	427	0	25	0	1,631	0
計	21,830	32	1,914	35	5,995	206	1,536	120	6,420	0

8 県内の薬物乱用の状況

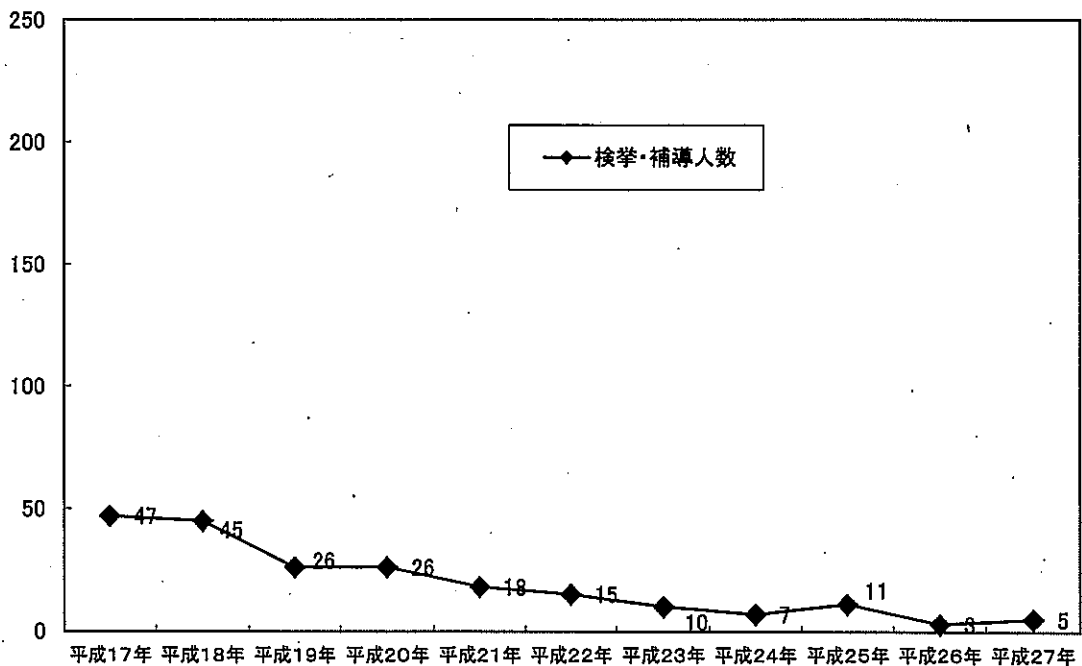
(1) 覚醒剤事犯の年次別検挙状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検挙件数	193	129	144	121	162	136	164	170	126	162	174
検挙人数	134	91	106	83	112	99	113	126	94	115	126



(2) シンナー・ボンド等乱用者の検挙・補導状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検挙・補導人数	47	45	26	26	18	15	10	7	11	3	5



(県警組織犯罪対策課資料より)

9 薬物乱用防止関係事業の状況

平成10年に「第3次覚醒剤乱用期」を宣言して以来、全国における年間摘発者数は2万人前後で推移しており、「第3次覚醒剤乱用期」の一刻も早い終息に向けた取り組みの強化が叫ばれている。

平成27年における県内の覚醒剤検挙者数は126名であり、前年に比べ11名増加し、若年層への汚染が懸念されている。

そうした中で、薬物に対する正しい知識を広く県民に啓発するため、平成27年度も薬物乱用防止指導員や関係団体の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動や麻薬・覚せい剤乱用防止運動を実施した。また、6・26ヤング街頭キャンペーンでは県内16市町村18ヶ所を実施し、1,119人が参加した。さらに、危険ドラッグ等撲滅啓発事業として、県内の高校生を中心としたボランティアによる企画・運営により、同世代の若者を主なターゲットとして、街頭キャンペーンや薬物乱用防止教室等を実施した。若年層への普及啓発事業としては、本年度も薬物乱用防止教室の開催や、街頭啓発等を実施している。

(1) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる啓発の状況 (平成25年度で事業中止)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
街頭						
小学校	31	43	54	58	61	63
中学校	16	34	23	19	20	11
高等学校						
その他	3					
合計	50カ所	77カ所	77カ所	77カ所	81カ所	74カ所
参加人数	4,455人	4,731人	4,059人	4,876人	4,672人	3,376人

(2) 薬物乱用防止教室の実施状況

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施学校数	219	206	240	216	257	320
受講者数	28,514人	24,834人	27,142人	23,942人	32,636人	34,705人

(3) 保健所における薬物相談窓口の実績

各保健所に薬物相談窓口を設置し、覚せい剤等薬物濫用の予防啓発の観点から覚せい剤等乱用に関する一般的な相談に応じた。

年度	22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			27年度		
	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他
件数	1	5	4	1	4	3	0	2	11	0	0	6	0	6	10	0	11	4
計	10			8			13			6			16			15		

(4) 薬物乱用防止指導員の表彰

- 厚生労働大臣感謝状の贈呈
田村 壽美子 (安達地区)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈
小島 衛 (福島地区) 佐久間正行 (双葉地区) 渡邊 満雄 (いわき地区)
- 福島県薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰状の贈呈
武藤 健 (福島地区) 齋藤 嘉雄 (保原地区) 添田 ヒテ子 (郡山地区)
三平 敏代 (田村地区) 石森 君枝 (須賀川地区) 水野 タマ (石川地区)
潮地 龍勝 (白河地区) 吉田 昭寿 (東白川地区) 佐藤 恒男 (会津若松地区)
荒明 毅 (喜多方地区) 渡部 新喜 (南会津地区) 喜田 長則 (相馬地区)
栗城 昱 (双葉地区) 舘野 俊亮 (いわき地区)

第4 血 液

(概 況)

平成27年度は、献血目標量30,312Lに対して31,721.88Lの実績となり、達成率は104.7%と目標を達成することができました。

献血種別ごとの目標量に対する達成率は、200mL献血で73.5%、400mL献血で104.7%、血漿成分献血で105.1%、血小板成分献血で110.5%でした。

平成22年度に92,329人であった献血人数は、平成23年度には東日本大震災の影響により78,548人にまで減少しました。平成24年度には91,657人に戻ったものの、その後、平成25年度に91,166人、平成26年度に84,749人、平成27年度に80,485人と減少しています。

一方、平成22年度に54,315人であった400mL献血人数は、平成23年度に44,094人に減少しましたが、平成24年度に54,023人、平成25年度に56,159人、平成26年度に58,782人と増加し、平成27年度は58,621人でした。

血液製剤の製造については、平成24年4月から日本赤十字社東北ブロック血液センター（宮城県仙台市）に集約されています。

平成27年度の血液製剤の供給数は、284,309単位（200mL単位換算）であり、前年比で107.8%の実績となっています。内訳は、赤血球製剤113,948単位、血漿製剤46,956単位及び血小板製剤123,405単位でした。

若年層の献血者確保の一環として平成15年から始めたジュニア献血ポスターコンクールでは、県内81中学校から986点の応募があり、最優秀作品1点及び優秀作品2点を選定しました。これらの作品を掲載したポスターを県内全中学校へ配布し、献血思想の普及啓発を図りました。

また、本県では医療機関における血液製剤の適正使用を図るため、昭和61年度より血液製剤使用適正化普及事業を推進しており、福島県合同輸血療法委員会と連携して、「福島県合同輸血療法委員会研修会」、「血液製剤使用指針等説明会」、「自己血輸血講習会」の開催、並びに「輸血に関するアンケート調査」などの事業を実施し、血液製剤の使用適正化を図りました。

1 献血・供給状況

(1) 献血状況

平成27年度

区 分	200m L献血	400m L献血	成分献血	合 計
目 標 (L)	960	22,400	6,952	30,312
実 績 (L)	706.0	23,448.4	7,567.5	31,721.9
達 成 率 (%)	73.5	104.7	108.9	104.7
構 成 比 (%)	2.2	73.9	23.9	100.0

(2) 供給状況

平成27年度

献血方法		200mL献血由来	400mL献血由来	成分献血由来	合計 (バッグ)	200mL 単位換算	構成比 (%)
製剤別	照射人全血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
赤血球	照射赤血球液 - LR	2,474	55,686	0	58,160	113,846	40.0
	照射洗浄赤血球液 - LR	0	51	0	51	102	0.0
	照射解凍赤血球液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
	照射合成血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
小 計		2,474	55,737	0	58,211	113,948	40.1
新鮮凍結血漿 - LR		641	13,858	884	15,383	46,956	16.5
照射濃厚血小板 - LR		0	0	11,108	11,108	123,405	43.4
合 計		3,115	69,595	11,992	84,702	284,309	100.0

2 月別及び施設別の献血状況

(1) 月別

平成27年度

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200mL	379	359	422	436	185	232	276	197	279	304	237	224	3,530
400mL	4,710	4,838	4,918	4,671	5,188	4,703	5,085	4,763	5,109	4,875	4,803	4,958	58,621
成 分	1,546	1,710	1,628	1,492	1,524	1,409	1,440	1,565	1,527	1,505	1,442	1,546	18,334
合 計	6,635	6,907	6,968	6,599	6,897	6,344	6,801	6,525	6,915	6,684	6,482	6,728	80,485

(人)

(2) 施設別

平成27年度

区 分	移動採血車	血液センター	郡山駅出張所	合 計
200mL	3,109	116	305	3,530
400mL	46,709	6,373	5,539	58,621
成 分	-	11,248	7,086	18,334
合 計	49,818	17,737	12,930	80,485

(人)

3 高等学校献血における献血状況

平成27年度

区分	高等学校	実施高校数	実施率	在校生徒数	献血者数	実施率	2回以上実施回数
県立高校	88	12	13.6	41,924	231	0.6	1
私立高校	17	7	41.2	10,743	350	3.3	1
合計	105	19	18.1	52,667	581	1.1	2

4 献血出前講座等開催状況

	合計	内 訳
献血出前講座 ※1	28件	県北2件、県南5件、会津1件、南会津8件、相双11件、郡山市1件
献血セミナー ※2	35件	福島センター13件、会津出張所3件、いわき出張所19件

※1 保健福祉事務所（保健所）が開催 ※2 福島県赤十字血液センターが開催

5 過去5年の献血・供給状況

年度	区分	目標 (人)	実績 (人)	目標達成率 (%)	供給数 (単位)
23		92,420	78,548	85.0	274,685
24		87,210	91,657	105.1	276,181
25		84,500	91,166	107.9	284,651

年度	区分	目標量 (L)	実績 (L)	目標達成率 (%)	供給数 (単位)
26 ※		33,570	32,423.27	96.6	263,776
27 ※		30,312	31,721.88	104.7	284,309

※献血人数及び献血量の2つの指標による献血目標を、平成26年度以降は献血量のみの1つの指標に変更した。

6 愛の血液助け合い運動月間における事業状況

期間 平成27年7月1日～31日

内容 ア 街頭キャンペーン 県内13市を中心に実施（期間中の献血者 6,599人）
 イ 啓発資料 ポケットティッシュ、ポスター、チラシ等
 ウ 広報 報 テレビ、ラジオ、ホームページ、県公式ツイッター、新聞、広報紙、広報車等
 エ 知事メッセージ 県内59市町村に対し、知事メッセージの伝達

7 福島県献血推進協議会の開催状況

開催年月日	議 事	備 考
平成28年2月10日	(1) 平成27年度献血事業の状況について (2) 平成28年度献血事業計画について (3) その他	

8 血液製剤使用適正化普及事業実施状況

開催年月日	開催地区	参加人数	参加対象	講師
平成27年9月19日 「福島県合同輸血療法委員会研修会」	南相馬市	82人		「輸血関連ガイドラインの改正点:赤血球型検査ガイドライン改訂版のポイント解説を中心に」 福島県立総合衛生学院 教務部 安田 広康 先生 「輸血療法委員会の取り組みについて」 公益財団法人 星総合病院 中央検査科 角田 淳子 先生 「輸血に関するアンケート調査結果の報告(平成24年、25年、26年)」 福島県赤十字血液センター 学術・品質情報課 樫村 誠 先生 「福島県合同輸血療法委員会組織見直しと今後の活動について」 福島県保健福祉部薬務課
平成27年9月19日 「血液製剤使用指針等説明会」	南相馬市			
平成27年12月4日 「自己血輸血講習会」	福島市	43名	医師 薬剤師 看護師 臨床検査技師 行政関係者	公立藤田総合病院 麻酔科長 丸 浩明 先生 学会認定自己血輸血看護師 渡邊 弓子 先生 横山 久美 先生 福島県赤十字血液センター センター付部長(兼)医務課長 菅野 隆浩 先生
平成28年2月6日 「福島県輸血医療研修会」	郡山市	175名		「救急医療と緊急輸血について」 公立大学法人福島県立医科大学医学部 救急医療学講座 鈴木 剛 先生 「ジカウイルス感染症-特に輸血に対する影響について-」 公立大学法人福島県立医科大学医学部 輸血・移植免疫学講座 鈴木 裕子 先生 「アルブミン製剤のエビデンスに基づく使用指針」 東京医科大学八王子医療センター 臨床検査医学科・輸血部 田中 朝志 先生

9 献血功労表彰

① 厚生労働大臣表彰状伝達 (2団体)

保健所	受賞団体名	年月日
郡山市	ハートフルサタデー献血推進実行委員会	平成27年7月23日
いわき市	東北電力株式会社いわき営業所	

② 厚生労働大臣感謝状伝達（8団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県北	株式会社ヤクルト本社福島工場	平成27年7月23日
郡山市	福島県立テクノアカデミー郡山	
県中	デバイス販売テクノ株式会社 須賀川工場	
県中	株式会社重松製作所 船引事業所	
県南	日本精工株式会社 福島工場	
会津	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部 福島職業能力開発促進センター 会津訓練センター	
いわき市	学校法人山崎学園福島県磐城第一高等学校	
いわき市	日栄地質測量設計株式会社	

③ 県知事感謝状（12団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県北	東開工業株式会社	平成27年10月14日
県北	福島県警察学校	
県南	株式会社緑マーク福島工場	
県南	矢吹精密宝石株式会社	
県南	目黒プレス工業株式会社福島工場	
会津	花春酒造株式会社	
相双	株式会社福装 2 1 相馬ファクトリー	
相双	株式会社和久	
相双	ニダック精密株式会社	
郡山市	日東紡績株式会社富久山事業センター	
いわき市	小名浜建設業協同組合	
いわき市	株式会社クレハ環境	

10 市町村別献血状況（平成27年度）

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
県北保健福祉事務所	4,977.6	159.6	4,818.0	99.4	12,843	4.5
福 島 市	3,173.0	83.0	3,090.0	104.3	8,140	4.8
川 俣 町	108.0	4.8	103.2	82.1	282	3.6
伊 達 市	523.4	24.2	499.2	82.4	1,369	3.9
桑 折 町	115.2	4.4	110.8	102.3	299	4.5
国 見 町	77.6	3.2	74.4	87.4	202	3.8
二本松市	558.2	23.8	534.4	93.9	1,455	4.4
大 玉 村	121.0	5.0	116.0	138.4	315	6.1
本 宮 市	301.2	11.2	290.0	95.8	781	4.2
郡山市保健所	3,644.8	128.0	3,516.8	98.9	9,432	4.6
郡山市	3,644.8	128.0	3,516.8	98.9	9,432	4.6
県中保健福祉事務所	1,859.8	64.6	1,795.2	89.1	4,811	4.0
須 賀 川 市	738.2	25.4	712.8	87.5	1,909	4.0
田 村 市	349.0	8.2	340.8	95.4	893	4.1
三 春 町	151.4	3.4	148.0	87.7	387	3.8
小 野 町	102.4	4.4	98.0	101.6	267	4.5
鏡 石 町	134.6	5.4	129.2	103.2	350	4.5
天 栄 村	38.8	2.4	36.4	66.7	103	3.0
石 川 町	97.2	6.8	90.4	59.1	260	2.7
玉 川 村	59.8	2.6	57.2	84.5	156	3.7
平 田 村	45.2	1.2	44.0	70.0	116	3.0
浅 川 町	77.2	1.6	75.6	119.5	197	5.1
古 殿 町	66.0	3.2	62.8	127.4	173	5.6
県南保健福祉事務所	1,594.8	42.0	1,552.8	105.4	4,092	4.7
白 河 市	666.2	17.8	648.4	97.5	1,710	4.5
西 郷 村	298.2	2.2	296.0	140.1	751	6.0
泉 崎 村	56.6	1.8	54.8	85.8	146	3.7
中 島 村	53.0	1.4	51.6	101.9	136	4.4
矢 吹 町	165.8	4.2	161.6	92.7	425	4.0
棚 倉 町	171.2	5.2	166.0	118.6	441	5.2
矢 祭 町	69.4	3.4	66.0	127.1	182	5.6
塙 町	84.6	4.6	80.0	97.0	223	4.3
鮫 川 村	29.8	1.4	28.4	88.2	78	3.9
会津保健福祉事務所	2,120.2	59.4	2,060.8	85.7	5,449	3.9
会津若松市	1,130.0	32.0	1,098.0	87.7	2,905	4.0
磐 梯 町	32.4	0.8	31.6	100.0	83	4.3
猪 苗 代 町	128.6	4.2	124.4	92.9	332	4.0
喜 多 方 市	397.4	9.8	387.6	81.8	1,018	3.7

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
北塩原村	18.4	0.0	18.4	64.3	46	2.7
西会津町	48.2	1.8	46.4	88.6	125	3.9
会津坂下町	113.4	5.0	108.4	72.7	296	3.2
湯川村	41.2	1.2	40.0	139.2	106	6.1
柳津町	23.2	1.2	22.0	77.3	61	3.4
会津美里町	131.8	3.0	128.8	67.2	337	2.9
三島町	23.2	0.0	23.2	187.1	58	7.8
金山町	22.0	0.4	21.6	161.8	56	7.0
昭和村	10.4	0.0	10.4	120.9	26	5.1
南会津保健福祉事務所	266.8	12.4	254.4	113.2	698	5.0
南会津町	159.8	7.8	152.0	111.6	419	4.9
下郷町	48.4	0.4	48.0	94.2	122	4.0
檜枝岐村	15.8	1.8	14.0	282.1	44	13.1
只見町	42.8	2.4	40.4	120.9	113	5.4
相双保健福祉事務所	1,036.4	24.8	1,011.6	111.2	2,653	4.8
南相馬市	605.6	10.4	595.2	119.2	1,540	5.1
相馬市	360.2	12.6	347.6	103.2	932	4.5
新地町	70.6	1.8	68.8	94.9	181	4.1
飯館村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
広野町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
檜葉町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
富岡町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
川内村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
大熊町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
双葉町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
浪江町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
葛尾村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
いわき市保健所	3,626.0	127.6	3,498.4	104.9	9,384	4.9
いわき市	3,626.0	127.6	3,498.4	104.9	9,384	4.9

広野町	100.0	1.6	98.4	—	254	—
檜葉町	42.6	1.0	41.6	—	109	—
富岡町	36.4	0.8	35.6	—	93	—

※広野町、檜葉町、富岡町においては目標量を設定していないが、移動採血車の受入れが可能となつ

合 計	19,305.4	621.8	18,683.6	99.6	49,818	#REF!
-----	----------	-------	----------	------	--------	-------

※「対人口比(%)」は平成26年10月1日現在における15～64歳の現住人口に対する比率である。

第 5 衛 生 検 査

(概 況)

近年、科学技術の進歩に伴い、試験検査内容も一段と複雑化しており、検査データについても高い精度が要求されています。

また、鳥インフルエンザ等の新興感染症、炭疽菌等を想定したバイオテロ及び食品への残留農薬基準超過や食品への医薬品成分等混入など、県民の健康危機管理に直面した社会問題が浮き彫りとなり、検査機関の果たすべき役割もますます重要になっています。

そこで、より迅速かつ信頼性の高い検査データを提供するために、平成16年4月1日より、県内6保健所の検査機能を衛生研究所に一元化し、本所と県中・会津・相双の3支所体制としました。その後、平成18年4月1日より相双支所を廃止し、2支所体制としています。

なお、平成23年10月より、原発事故を受けて加工食品及び飲料水中の放射性物質検査を実施するため、ゲルマニウム半導体検出器及び放射能検査室を整備して放射能検査を実施しています。

また、民間検査機関における検査精度の向上をはかるため、試験検査精度管理事業及び衛生検査精度管理事業を実施しています。

1 事業の推進

(1) 試験検査の実施（衛生研究所）

① 細菌学的検査	1, 855件	(有料 244 無料 1, 611)
② 食品衛生関係検査	5, 031件	(有料 24 無料 5, 007)
		(うち放射性物質検査 3, 965)
③ 臨床学的検査	590件	(有料 1 無料 589)
④ 水質検査	4, 611件	(有料 176 無料 4, 435)
		(うち放射性物質検査 4, 435)
⑤ 環境関係検査	189件	(有料 0 無料 189)
⑥ その他	582件	(有料 1 無料 581)

(2) 研修（衛生研究所）

研修の名称	研修期間	研修人員	実施場所	備 考
転入者GLP研修会	1日間×1回	9名	本所	
衛生検査技術初任者研修（細菌コース）	2日間×1回	7名	試験検査課	
衛生検査技術初任者研修（理化学コース）	2日間×1回	7名	試験検査課	
衛生検査技術専任者研修（細菌コース）	2日間×1回	5名	本所	
衛生検査技術専任者研修（理化学コース）	2日間×1回	4名	本所	
衛生研究所研究発表会	1日間×1回	66名	県庁西庁舎12階講堂	所外の出席者含む
第1回食品GLP研修会	1日間×1回	3名	本所	
第2回食品GLP研修会	1日間×2回	39名	本所	
第3回食品GLP研修会	1日間×2回	36名	本所	
第4回食品GLP研修会	1日間×2回	42名	本所	

※その他、各種学会・研修会への参加あり

(3) 食品GLP[※]への対応（衛生研究所）

すべての食品検査について「福島県衛生研究所業務管理要領」に基づき実施しています。

※食品GLP（Good Laboratory Practice）とは、検査の信頼性を確保するためのシステムであり、平成9年の食品衛生法等改正により食品衛生検査施設への導入が義務付けられた。

このシステムを遵守して実施された検査及び検査データの信頼性は、客観的、科学的に保証されるものである。

(4) 調査研究事業（衛生研究所）

保健衛生、食品衛生及び生活環境等に係る諸問題の科学的解決策を見だし、地域保健対策を効果的に推進するために実施しました。

平成27年度調査研究事業費

- ① 結核疫学調査における解析能力の高いデータベースの構築
- ② 腸管系ウイルス不顕性感染のリスク分析

(5) 福島県試験検査精度管理事業

福島県試験検査精度管理事業実施要綱に基づき、衛生研究所本所・2支所、環境創造センター、中核市保健所2施設、市環境監視・環境保全センター2施設、上下水道事業所5施設及び民間検査機関20施設を対象に理化学検査（Ⅰ）、理化学検査（Ⅱ）、食品化学検査、細菌検査（Ⅰ）及び細菌検査（Ⅱ）の5部門について、外部精度管理調査を実施しました。

さらに、部門別検討会及び試験検査技術発表会を開催し、試験検査の知識・技術の向上を図りました。

区 分	外部精度管理調査	部門別検討会	試験検査技術発表会
実 施 日	平成27年7月22日	平成27年12月11日	平成28年2月8日
摘 要	5部門 34機関参加	71名出席	199名出席

(6) 福島県衛生検査精度管理事業

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的として事業を実施しました。

平成18年度からはブラインド方式調査^{※1}の一方式に特化して実施した外部精度管理調査の結果と福島県臨床衛生検査技師会が行っているオープン方式^{※2}で実施した精度管理調査の結果から、各衛生検査所の検査業務の問題点を実質的に把握し、適切な指導を行いました。

区 分	精度管理調査	立入調査
	ブラインド方式	
実 施 日	平成27年12月1日～平成27年12月14日	平成27年1月26日～2月29日
摘 要	4項目 12施設 ^{※3}	5施設

※1 各衛生検査所の契約医療機関から調査用検体である旨を伝えずに検査依頼し、その結果を評価する外部精度管理調査

※2 あらかじめ調査用検体である旨を伝えて実施する外部精度管理調査

※3 郡山市管轄3施設、いわき市管轄4施設を含む

2 衛生研究所における検査実施状況（平成27年度）

総検査件数	一般依頼検査		行政検査		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
細菌学的検査	244	368,750	1,611		1,855	368,750
食品衛生関係検査	24	75,990	5,007		5,031	75,990
臨床学的検査	1	1,010	589		590	1,010
水質検査	176	755,070	4,435		4,611	755,070
環境関係検査	0	0	189		189	0
その他	1	1,180	581		582	1,180
合 計	446	1,202,000	12,412		12,858	1,202,000

3 検査件数の推移

総 検 査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	593	7,598	8,191
21年度	492	7,490	7,982
22年度	529	5,691	6,220
23年度	821	6,626	7,447
24年度	670	11,167	11,837
25年度	713	13,167	13,880
26年度	553	12,609	13,162
27年度	446	12,412	12,858
細菌学的検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	299	1,197	1,496
21年度	255	1,353	1,608
22年度	229	296	525
23年度	301	712	1,013
24年度	289	437	1,013
25年度	345	1,651	1,996
26年度	312	1,525	1,837
27年度	244	1,611	1,855
食品衛生関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	33	2,939	2,972
21年度	29	2,937	2,966
22年度	44	2,615	2,659
23年度	35	1,990	2,025
24年度	35	5,066	2,025
25年度	35	5,291	5,326
26年度	28	4,916	4,944
27年度	24	5,007	5,031
臨床学的検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	33	2,612	2,645
21年度	54	2,531	2,585
22年度	3	2,280	2,283
23年度	2	2,519	2,521
24年度	3	2,209	2,521
25年度	3	1,294	1,297
26年度	3	960	963
27年度	1	589	590
水質検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	228	153	381
21年度	154	32	186
22年度	233	12	245
23年度	461	1,246	1,707
24年度	335	2,559	1,707
25年度	330	4,137	4,467
26年度	208	4,319	4,527
27年度	176	4,435	4,611
環境関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	0	238	238
21年度	0	250	250
22年度	0	196	196
23年度	0	158	158
24年度	0	188	158
25年度	0	191	191
26年度	0	189	189
27年度	0	189	189
その他	一般依頼検査件数	行政検査件数	合 計
20年度	0	459	459
21年度	0	387	387
22年度	20	292	312
23年度	22	1	23
24年度	8	708	23
25年度	0	603	603
26年度	2	700	702
27年度	1	581	582

4 衛生検査所一覧

平成28年3月末日現在 (中核市を含む)

登録番号	検査所名	所在地	登録年月日	登録検査業務															R I の使用					
				微生物		血清学		血液学					病理学			寄生虫		生化学						
				細菌培養同定	薬剤感受性	病原体遺伝子	血清学	免疫学	血球算定	血液像	出血・凝固	細胞性免疫	染色体	生殖細胞系列遺伝子	体細胞遺伝子	病理組織	細胞	免疫組織化学		分子病理学	体細胞遺伝子	寄生虫	生化学	尿・糞便等一般
2	公益財団法人 福島県保健衛生協会	福島市方木田字水戸内 19-6	昭和51年5月15日	○	○		○	○	○	○									○	○	○			
3	株式会社環境分析 研究所	福島市東浜町22-2	平成12年3月3日	○		○													○	○	○			
9	公益財団法人 福島県保健衛生協会 相双地区センター	南相馬市原町区青葉町2 丁目62-1	昭和55年3月22日																			○		
24	公益財団法人 福島県保健衛生協会 会津地区センター	会津若松市北会津町真宮 新町北1丁目13	昭和63年12月21日	○															○					
33	G & Gサイエンス株 式会社	福島市松川町美郷4丁目1 番地の1	平成17年9月16日			○					○	○					○							
34	株式会社江東微生物 研究所福島検査所	福島市鎌田字卸町20-1	平成18年6月27日																			○		
36	公益財団法人福島県 保健衛生協会 検査部病理診断課	福島市吉倉字谷地31番地 の1	平成20年4月1日											○	○	○								
37	株式会社保健科学東 日本 会津	会津若松市新横町1-37	平成22年12月17日					○	○	○	○	○		○	○						○	○		
38	公益財団法人 福島県保健衛生協会 環境分析部分析課	福島市方木田字水戸内19 番地6	平成24年6月11日																		○			
40	BML福島	福島市御山字一本木29-1	平成24年7月1日					○		○	○										○	○		
41	福島衛生検査所	本宮市本宮字館町161番 地2	平成24年8月30日	○		○													○	○	○			
郡-3	株式会社江東微生物 研究所 郡山ラボラトリー	郡山市喜久田町卸三丁目 24	平成18年06月30日					○	○	○	○									○	○	○		
郡-5	株式会社保健科学研 究所 福島ラボラトリー	郡山市桜木二丁目2番1号 イムープルSAKURAGI 2F	平成21年10月30日					○		○	○									○	○	○		
郡-11	公益財団法人 福島県保健衛生協会 県南地区センター	郡山市喜久田町字菖蒲池 22-377	昭和55年12月01日	○				○		○	○									○	○	○		
郡-6	BML郡山	郡山市並木三丁目2-7	平成23年12月12日					○		○	○										○	○		
い-1	株式会社江東微生物 研究所 微研東北中央研究所	いわき市好間工業団地4- 18	平成2年12月26日	○	○	○	○	○	○	○	○				○					○	○	○		
い-2	昭和メディカルサイ エンス いわきラボ	いわき市内郷経町金谷 19-15	平成17年4月6日					○	○	○											○	○		
い-3	株式会社L S Iメ ディエンス いわきラボラトリー	いわき市平字五色町6-2	平成6年8月1日					○	○	○	○										○	○		
い-4	公益財団法人 福島県保健衛生協会 いわき地区センター	いわき市小島町2丁目 14-7	昭和58年11月15日	○																○				
い-5	BMLいわき	いわき市好間町下好間字 鬼越41-1	平成27年7月9日																			○		

第 6 温 泉

【概況】

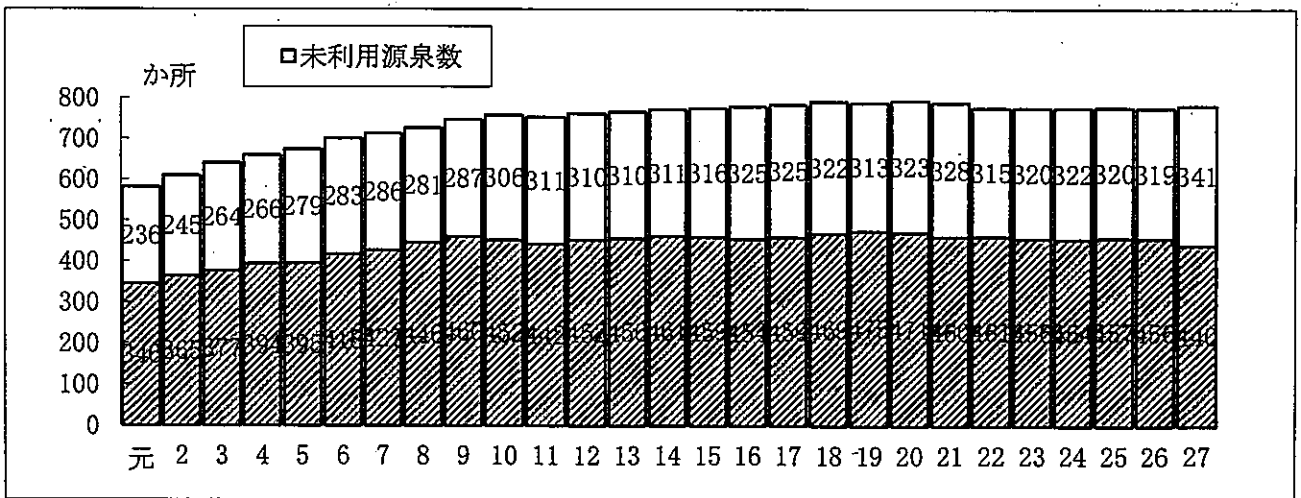
本県は、山・海・湖・川といった豊かな自然とともに、多くの温泉を有する全国有数の温泉県である。

県内には、781か所に源泉があり、そのゆう出量は、毎分約83,600Lとなっている。それらの源泉の所在地は、59市町村中52市町村（平成28年3月末現在）に点在し、ほぼ県内全域に分布している。それぞれの源泉の泉質も地域によって様々であり、強酸性から強アルカリ性、成分も単純泉から硫黄泉、放射能泉まで実に多種多様である。最近では、古くからの有名温泉地に加え、地方自治体や公益法人等による保養・療養目的の入浴施設が造られ、多くの地域住民や観光客に利用されている。また、都市部においては大深度の掘削により温泉がゆう出しており、それらを利用した温泉施設が賑わいをみせている。

しかし、景気低迷の影響等で宿泊利用人員は年々減少傾向を示しており、平成23年度は東日本大震災の影響で大幅な減少となったが、少しずつ回復傾向にある。

【温泉数の推移】

平成元年より源泉総数は増加傾向にあったが、ここ数年は横ばい状態であり、源泉総数に占める未利用源泉数も横ばい状態で推移している。



源泉数 781か所

(平成28年3月末現在)

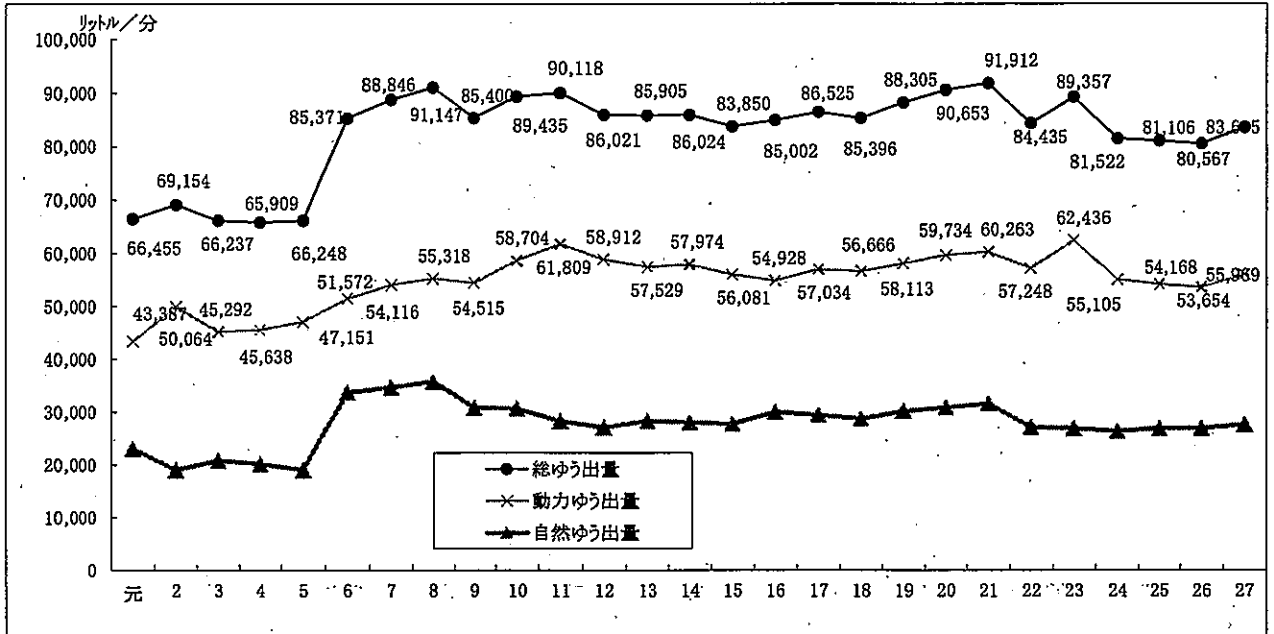
利用源泉		未利用源泉	
440 (56.3%)		341 (43.7%)	
自噴 145 (18.6%)	動力装置 295 (37.8%)	自噴 126 (16.1%)	動力装置 215 (27.5%)

温度別源泉数 (温度測定可能な源泉のみ) 541源泉 (平成28年3月末現在)

温度別	数	割合
42℃以上	259	47.9%
25～42℃	164	30.3%
25℃未満	86	15.9%
ガス・水蒸気	32	5.9%

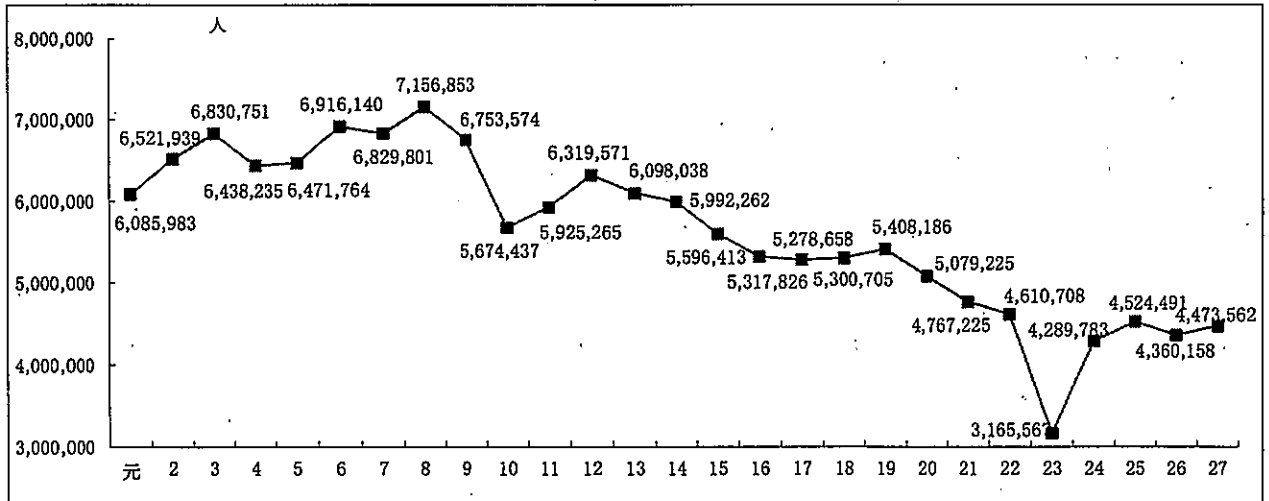
【温泉ゆう出量の推移】

総ゆう出量、動力ゆう出量、自然ゆう出量ともに、ここ数年ほぼ横ばいとなっている。



【年度延宿泊利用人員の推移】

平成19年度より若干減少しており、平成23年度は東日本大震災の影響で大きく落ち込んだが、その後回復しつつある。



1 温泉法に基づく行政処分状況

新規掘削、動力装置設置の許可申請については、ここ数年ほぼ横ばい状態となっている。

温泉利用許可申請については、平成25年度より増加傾向にあったが、平成27年度は減少した。

区分年度	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						法8条	法9条処分		原状回復命令	
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	浴用			飲用				承継	取消		命令
										申請	許可	不許可	申請	許可	不許可					
元	48	48	0	1	1	0	23	23	0	151	151	0	0	0	0	—	0	0	0	
2	41	40	0	0	0	0	28	28	0	118	118	0	1	1	0	—	0	0	0	
3	30	29	0	2	2	0	26	26	0	155	155	0	1	1	0	—	6	0	0	
4	20	19	0	4	4	0	18	18	0	155	155	0	1	1	0	—	1	0	0	
5	17	17	0	0	0	0	24	24	0	144	144	0	0	0	0	—	4	0	0	
6	11	11	0	0	0	0	16	16	0	183	183	0	0	0	0	—	1	0	0	
7	19	19	0	2	2	0	17	17	0	186	186	0	1	1	0	—	0	0	0	
8	14	14	0	0	0	0	11	11	0	170	170	0	0	0	0	—	0	0	0	
9	11	11	0	0	0	0	10	10	0	138	138	0	0	0	0	—	0	0	0	
10	2	2	0	0	0	0	6	6	0	126	126	0	2	2	0	—	1	0	0	
11	17	17	0	0	0	0	8	8	0	124	124	0	0	0	0	—	0	0	0	
12	9	9	0	1	1	0	7	7	0	61	61	0	0	0	0	—	1	0	1	
13	9	9	0	0	0	0	5	5	0	79	79	0	1	1	0	—	3	0	0	
14	8	8	0	0	0	0	7	7	0	92	92	0	3	3	0	—	0	0	0	
15	10	10	0	1	1	0	4	4	0	119	119	0	0	0	0	—	0	0	0	
16	6	6	0	0	0	0	10	10	0	177	177	0	4	4	0	—	0	0	0	
17	11	11	0	1	1	0	8	8	0	219	219	0	2	2	0	—	0	0	0	
18	12	12	0	4	4	0	7	7	0	167	167	0	1	1	0	—	0	0	0	
19	6	6	0	0	0	0	9	9	0	130	130	0	1	1	0	9	1	0	0	
20	7	7	0	0	0	0	5	5	0	114	114	0	1	1	0	3	0	0	1	
21	7	7	0	0	0	0	7	7	0	118	118	0	2	2	0	3	0	0	0	
22	3	3	0	0	0	0	1	1	0	90	90	0	3	3	0	15	0	0	0	
23	4	4	0	0	0	0	11	11	0	88	88	0	0	0	0	17	0	0	0	
24	5	5	0	0	0	0	6	6	0	42	42	0	1	1	0	29	0	0	0	
25	7	7	0	0	0	0	5	5	0	74	74	0	0	0	0	10	0	0	0	
26	3	3	0	0	0	0	2	2	0	101	101	0	0	0	0	25	0	0	0	
27	7	7	0	0	0	0	3	3	0	64	64	0	1	1	0	28	0	0	0	

2 自然環境保全審議会温泉部会開催状況

温泉法第32条の規定により、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請に対し、福島県自然環境保全審議会温泉部会を開催しました。

平成27年度

回	開催日	審議件数			
		掘さく	増掘	動力装置	計
第64回	平成27年 7月16日	2件	0件	1件	3件
第65回	平成28年 2月 5日	5	0	2	7
計2回	合計	7	0	3	10

3 福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域

(平成16年3月1日改正)

区分	該当する温泉地		
	中通り方部	会津方部	浜通り方部
温泉保護地域	飯坂、土湯、磐梯熱海、郡山市逢瀬町多田野	東山	
温泉準保護地域	天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯、天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子	横向、沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、南郷、只見	常磐湯本
一般地域	上記以外の地域		

4 温泉の利用状況

(1) 浴用・飲用

管轄保健所	市町村数	宿泊施設温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数(A)		未利用源泉数(B)		温度別源泉数				湧出量(L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数(C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県北	7	18	186	40	50	45	51	3	14	65	10	6,730.6	6,753.8	1	114	14,485	1,155,542	30	455,562
県中	9	20	61	27	30	4	0	21	17	23	0	1,384.1	5,160.7	6	38	3,641	240,806	22	0
県南	9	18	68	8	25	6	29	4	18	11	0	372.4	4,861.4	2	33	3,230	190,794	24	27,193
会津	12	32	213	27	79	37	70	14	34	92	0	16,791.7	12,043.9	4	169	21,876	1,401,899	52	0
南会津	4	10	66	12	27	13	14	6	17	42	0	1,703.2	4,837.4	2	102	4,283	109,393	23	0
相双	9	8	21	0	6	6	9	7	14	0	0	84.4	1,755.5	0	10	688	29,443	10	0
郡山市	1	12	80	4	47	7	22	9	28	13	0	264.5	10,608.4	0	48	4,757	347,247	30	0
いわき市	1	14	51	1	28	2	20	21	18	12	0	1.6	8,986.8	2	42	6,756	998,438	17	0
計	52	132	746	119	292	120	215	85	160	258	10	27,332.5	55,007.9	17	556	59,716	4,473,562	208	482,755

(2) 他目的利用

管轄保健所	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数(A)		未利用源泉数(B)		温度別源泉数				湧出量(L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数(C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県北	1 [1]	3 (3)	8 (7)	5 (4)	3 (3)					8 (7)		1,251 (1,146)	238.3 (238.3)	-	-	-	-	-	-
県中	2 [2]	2 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)			1 (0)	1 (0)			110	170.6	-	-	-	-	-	-
会津	4 [4]	4 (1)	32 (1)	25 (1)	1 (0)	6 (0)			2 (0)	1 (1)	22 (0)	13,519 (13,400) (地熱発電の 300t/h除く)	600.0	-	-	-	-	-	-
いわき市	1 [1]	3 (2)	3 (2)		3 (2)				2 (1)	1 (1)			5,485 (5,295)	-	-	-	-	-	-
計	8 [8]	12 (7)	45 (10)	31 (5)	8 (5)	6 (0)	0	1 (0)	5 (1)	10 (9)	22	14,880 (14,546)	6,493.9 (5,533.3)	-	-	-	-	-	-
合計	52	-	781	145	295	126	215	86	164	259	32	27,666.5	55,968.5	17	556	59,716	4,473,562	208	482,755

※ [] 数は浴用・飲用分の温泉がある場合、内数として再掲

※ () 数は浴用・飲用にも供される温泉がある場合、内数として再掲

資 料

◎平成28年度薬務課事務分掌

課 長 木村 隆弘 024-521-7230 (2745)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2746	1 医薬安全に関すること 2 総合調整、組織に関すること 3 課内の困難業務における調整に関すること 4 環境医学研究所に関すること	主幹(兼)副課長 佐藤 理英 " " "	専門薬剤技師 末永 美知子

薬事・温泉担当 024-521-7232 (2747、2748)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2747	1 薬事・温泉及び総務管理業務に係る課内の調整及び進行管理に関すること 2 福島県薬事審議会に関すること 3 保健福祉部試験研究技術会議に関すること(福島県科学技術調整会議に関することを含む) 4 各種表彰に関すること 5 医薬品副作用被害救済制度に関すること 6 薬剤師知識普及支援事業に関すること 7 公益法人等薬務関係団体の育成指導に関すること	専門薬剤技師 末永 美知子 " " " " "	主任薬剤技師 大槻 光浩 " " 主事 山田 楽 主任薬剤技師 大槻 光浩 " 主事 山田 楽
2748	1 温泉法の施行に関すること 2 後発医薬品の普及啓発に関すること(後発医薬品安心使用促進協議会を含む) 3 災害時医薬品等の備蓄に関すること 4 試験検査精度管理事業に関すること 5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理(GLP)に関すること 6 新採用職員応援職員(サポート職員)に関すること	主任薬剤技師 大槻 光浩 " " " "	専門薬剤技師 末永 美知子 薬剤技師 林 恵美子 " " " 専門薬剤技師 末永 美知子
2748	1 薬剤師法の施行に関すること 2 医薬分業に関すること 3 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること(血液製剤使用適正化に関することを含む) 4 衛生研究所に関すること 5 国有ワクチン等の供給に関すること 6 インフルエンザワクチン等の安定供給に関すること	薬剤技師 林 恵美子 " " " "	主任薬剤技師 大槻 光浩 " 専門薬剤技師 末永 美知子 主任薬剤技師 大槻 光浩 " "
2747	1 予算、決算、経理及び庶務に関すること 2 薬務行政の概要作成に関すること 3 福島県自然環境保全審議会温泉部会に関すること 4 行政手続法に関すること 5 薬事関係の啓発に関すること(薬と健康の週間を含む) 6 課内の他に属さない事務に関すること	主事 山田 楽 " " " "	専門薬剤技師 末永 美知子 " 主任薬剤技師 大槻 光浩 薬剤技師 林 恵美子 専門薬剤技師 末永 美知子 "

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2749	1 審査・試験業務に係る課内の調整及び進行管理に関する事 2 医薬品医療機器等法の施行に関する事（条例改正及び権限移譲を含む） 3 毒物及び劇物取締法の施行に関する事（条例改正及び権限移譲を含む） 4 毒物劇物業者等の登録等に関する事 5 登録販売者試験に関する事 6 医療機器等の開発における産学官の連携に関する事 （医療機器産業集積プロジェクト企画運営委員会・推進会議を含む） 7 医療機器工場生産体制強化等事業に関する事 （医療機器安全管理責任者養成事業）	専門薬剤技師 石橋 毅 “ “ “ “ “ “	副主任薬剤技師 深田 亨 “ 薬剤技師 添田 麻衣 “ “ 専門薬剤技師 末永 美知子 薬剤技師 菅野 有美
2749	1 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）に関する事 2 医薬品及び医薬部外品の製造及び品質管理（GMP）に関する事 3 GMP調査当局会議に関する事 4 PIC/Sに関連する事（査察員の教育訓練を含む） 5 医薬品等のFD申請システムに関する事 6 GMP/QMS調査品質管理監督システムに関する事 7 三県合同講習会に関する事 8 医薬品等製造関係の講習会等に関する事 9 医療機器工場生産体制強化等事業に関する事 （医療機器品質マネジメント人材育成事業）	副主任薬剤技師 深田 亨 “ “ “ “ “ “ “ “	薬剤技師 菅野 有美 “ “ “ “ “ “ “ 専門薬剤技師 石橋 毅
2751	1 薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業の許可等に関する事 2 薬局医薬品製造販売業等の許可等に関する事 3 薬務関係許認可台帳管理システムに関する事 4 薬局機能情報公表制度に関する事 5 審査関係統計事務に関する事 6 毒物劇物取扱者試験に関する事 7 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事 8 衛生検査所精度管理指導対策事業に関する事 9 地域医療介護総合確保基金事業（薬剤師関係）に関する事 10 放射線と健康理解促進支援事業の委託に関する事 11 ITLに関する事（薬務課ホームページを含む）	薬剤技師 添田 麻衣 “ “ “ “ “ “ “ “ “	薬剤技師 菅野 有美 “ “ “ “ “ “ “ “ “ 専門薬剤技師 石橋 毅 “ “ 副主任薬剤技師 深田 亨
2751	1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売業等の許可に関する事 2 医療機器修理業許可等に関する事 3 医療機器の製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）に関する事 4 医療機器及び体外診断薬の製造及び品質管理（QMS）に関する事 5 薬事経済調査等に関する事 6 医療機器工場生産体制強化等事業に関する事 （医療機器安全管理セミナー開催事業）	薬剤技師 菅野 有美 “ “ “ “ “	副主任薬剤技師 深田 亨 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ 専門薬剤技師 石橋 毅

監視指導担当 024-521-7233 (2749、2750)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2749	1. 監視指導業務に係る課内の調整及び進行管理に関すること 2. 麻薬四法の施行に関すること 3. 覚せい剤等薬物事犯の捜査に関すること 4. 覚せい剤等取締機関四者協議会に関すること 5. 福島県薬物乱用対策推進本部に関すること 6. 無承認・無許可医薬品等（危険ドラッグを含む）の指導取締りに関すること 7. 薬事監視員の研修・講習会に関すること 8. 調剤事故・調剤過誤に関すること 9. 農薬危害防止に関すること 10. 薬事監視指導に関すること（特別薬事監視、一斉監視等を含む） 11. 麻薬等の免許事務に関すること 12. 薬剤師、臨床検査技師等の免許事務に関すること	専門薬剤技師 新妻 亮直 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “	薬剤技師 我妻 拓弥 “ “ “ “ “ “ “ “ 薬剤技師 添田 麻衣 主事 山田 楽
2750	1. 若年層薬物乱用防止対策に関すること （薬物乱用防止教室支援） 2. 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関すること 3. 薬物乱用防止指導員に関すること 4. 薬物関連問題相談事業に関すること 5. 薬物の再乱用防止に関すること 6. 毒物劇物監視指導に関すること 7. 指導関係統計事務に関すること 8. 危険ドラッグ等撲滅啓発事業に関すること 9. 医薬品等広告の適正指導に関すること（インターネット監視を含む） 10. 医薬品検定検査事務委託に関すること 11. 医薬品等苦情相談事業に関すること 12. 薬事工業生産動態統計調査に関すること	薬剤技師 我妻 拓弥 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “	専門薬剤技師 新妻 亮直 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “

監視員等配置状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		薬事監視員	毒物薬物監視員	覚せい剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	採血及び 供血あっ せん立入 検査員
本 庁	薬 剤 師	10	10	10	2	10	10
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	10	10	10	2	10	10
保健所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	32	32	32	0	32	32
	一 般 事 務	1	1	1	0	1	1
	計	33	33	33	0	33	33
衛生研究所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	3	0	0	0	0	0
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	0	0
計	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	45	42	42	2	42	42
	一 般 事 務	1	1	1	0	1	1
	計	46	43	43	2	43	43

福島県薬事審議会条例

(昭和36年3月31日 福島県条例第5号)

改正 昭和44年3月20日条例第21号
昭和47年3月25日条例第19号
平成16年12月24日条例第88号
平成26年10月3日条例第80号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、福島県薬事審議会の設置、組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議させるため、福島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 薬事関係の団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福島県職員

2 前項第1号又は第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(昭44条例21・旧第8条繰上)

附 則

この条例は、昭和36年5月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第21号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月25日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に薬事関係の団体を代表する者のうちから委嘱されている福島県薬事審議会の委員の任期については、この条による改正後の福島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

附 則 (平成16年条例第88号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第80号)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成26年11月25日)

(参 考)

地方薬事審議会に関する事項

- 1 地方薬事審議会は、都道府県知事の諮問機関として薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項につき学識経験者、関係業界等の意見をきき、適切な行政運営を行うためのものであるため、法律上は任意設置とされているが、なるべく審議会を設置することが望ましいこと。
- 2 地方薬事審議会の審議事項としては、おおむね次の事項が考えられること。
 - (1) 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
 - (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
 - (3) 医薬品等の取扱いの適正に関する事項
 - (4) 医薬品等の広告の適正に関する事項
 - (5) 農薬等毒物又は劇物による危害防止に関する事項
 - (6) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
 - (7) 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項
 - (8) 医薬品等の円滑な流通に関する事項
 - (9) その他薬事の振興に関する事項

なお、都道府県の実情に応じ、薬事に関する都道府県の固有事務については、これら以外の事項を審議事項としてもさしつかえなく、また、これらの事項のうち必要と思われるもののみを審議事項としてもさしつかえないこと。

ただし、この法律に基づき都道府県知事の権限に属する事務である許可品目の指定等は、審議事項とはならないものであること。

- 3 地方薬事審議会の委員の数は、各都道府県の実情に応じ適宜定めるものとし、その選出は、学識経験者、薬事関係業界、関係行政機関等の分野から公平に行うこと。

福島県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置目的)

第1条 薬物乱用防止対策について関係諸機関等相互の密接な連携を図ると共に総合的かつ効果的な対策を推進するため、福島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発、指導
- (2) 薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- (3) その他薬物乱用防止対策に関する必要事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもってあてる。
- 4 本部長が、必要と認める時は、下部組織を置くことができる。
- 5 本部員は、次に掲げるもののうちから本部長が委嘱または指名する。

- (1) 県
- (2) 国の出先機関の職員
- (3) その他本部長が適当と認める者

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部会は必要に応じて本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 幹事は、所掌事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、県保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、昭和49年11月30日から施行する。
この要綱は、昭和56年6月23日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

福島県薬物乱用対策進本部員・幹事名簿

(平成27年4月1日)

区分	役職名	氏名	備考
本部長	福島県副知事	島利之	
副本部長	福島県保健福祉部長	鈴木淳一	
本部員	福島地方検察庁検事	桐生到	担当検事
"	福島刑務所長	傳法滋	
"	福島少年鑑別所長	鈴木秀樹	
"	福島保護観察所長	古田康輔	
"	仙台入国管理局郡山出張所長	草野貞二	
"	横浜税関小名浜税関支署長	久保博文	
"	福島海上保安部警備救難課長	鎌田忍	
"	福島労働局総務部企画室長	松野正佳	
"	東北厚生局麻薬取締部長	光岡俊成	
"	公立大学法人福島県立医科大学教授	矢部博興	神経精神医学講座
"	福島県市長会事務局長	小松信之	
"	福島県町村会事務局長	安田清敏	
"	福島県保健所長会	遠藤幸男	担当所長
"	公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長	北村清士	
"	福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)	安達豪希	
"	福島県総務部広報課長	渡辺仁	
"	福島県総務部市町村行政課長	熊田孝	
"	福島県商工労働部雇用労政課長	菊地清則	
"	福島県教育庁社会教育課長	佐川正人	
"	福島県教育庁健康教育課長	塩田正信	
"	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長	冨塚法雄	
"	福島県警察本部生活安全部少年課長	梅宮正之	
"	福島県保健福祉部保健福祉総務課長	中村伸裕	
"	福島県保健福祉部障がい福祉課長	古山幸一	
"	福島県保健福祉部食品生活衛生課長	渡部勝彦	
"	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長	高荒由畿	
"	福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課長	渡辺一朗	
"	福島県精神保健福祉センター所長	畑哲信	
"	福島県保健福祉部薬務課長	在原登	

区分	役職名	氏名	備考
幹事	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課主幹兼副課長	遠藤威光	
"	福島県教育庁健康教育課指導主事	石田道子	
"	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐	矢内彰	
"	福島県保健福祉部薬務課主幹兼副課長	佐藤理英	

福島県献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及をはかり、献血制度の適正な運営を確保するため、福島県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 採血計画及び血液製剤の供給計画に関すること。
- (3) 献血組織の育成及び献血登録者の確保に関すること。
- (4) 血液製剤の使用適正化に関すること。
- (5) その他献血の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充て、副会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、学識経験を有する者、関係団体、関係行政機関及びその他相当と認められる者とし、別表に掲げる職をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第5条 協議会に、必要に応じて、特定の事項を協議するために専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、会長が指名した協議会委員及びその他必要と認められる者で組織し、当該特定の事項に関する協議が終了したときは解散する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員長は、会長の指揮を受け会務を掌理し、専門委員会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門委員会の運営、その他に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置き、別表に掲げる職をもって充てる。

- 2 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務を行う。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和61年11月6日から施行する。
- 2 福島県献血推進会議要綱（昭和46年6月1日施行）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

福島県献血推進協議会委員・幹事名簿

(平成27年4月1日現在)

職務	機関・団体等	職名
会長	福島県	副知事
副会長	福島県保健福祉部	部長
委員	公立大学法人福島県立医科大学附属病院輸血・移植免疫部	部長
〃	福島県医師会	会長
〃	福島県病院協会	会長
〃	福島県薬剤師会	会長
〃	福島県商工会議所連合会	会長
〃	福島県商工会連合会	会長
〃	福島県青少年団体連絡協議会	会長
〃	福島県連合青年会	会長
〃	福島県婦人団体連合会	会長
〃	日本労働組合総連合会福島県連合会	会長
〃	福島県高等学校長協会	会長
〃	福島県私立中学高等学校協会	会長
〃	福島県市長会	会長
〃	福島県町村会	会長
〃	日本赤十字社福島県支部	事務局長
〃	福島県教育委員会	教育長
〃	福島民報社	編集局長
〃	福島民友新聞社	編集局長
〃	ラジオ福島	編成局長
〃	福島テレビ	報道局長
幹事	福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課	課長
〃	福島県赤十字血液センター	所長

福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 血液製剤の使用の適正化を図るために、福島県血液製剤使用に係わる懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討、協議する。

- (1) 血液製剤の使用適正化の普及に関すること。
- (2) 二次医療圏における血液製剤の使用についての問題点を整理、検討し、医療機関の管理者等と意見交換を行うこと。
- (3) 福島県合同輸血療法委員会の運営に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会は、6人以上の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 血液事業関係者
- (4) 県担当職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故ある時は、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議の召集)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ知事が召集する。

(庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年1月17日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度に委嘱又は任命する委員の任期は平成5年3月31日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿

平成27年7月1日現在

委員名	推薦団体名	勤務先・役職名
須田 滉	一般社団法人 福島県医師会	医療法人あさうら会須田医院 院長
大戸 斉	公立大学法人 福島県立医科大学	公立大学法人福島県立医科大学 副理事長
管 桂一	一般社団法人 福島県病院協会	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 副院長
新村 美和	公益社団法人 福島県看護協会	公益財団法人仁泉会 北福島医療センター 看護師長
渡辺 隆幸	一般社団法人福島県 臨床検査技師会	一般財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院 技師長補佐
塩川 秀樹	一般社団法人 福島県薬剤師会	竹田総合病院 薬剤科長
今野 金裕	福島県 赤十字血液センター	福島県赤十字血液センター 所長
在原 登	福島県	福島県保健福祉部健康衛生総室 薬務課 課長

(任期：平成28年4月30日まで)

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣 旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康衛生担当次長
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室健康増進課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長
- (5) 環境医学研究所長

(議 長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は健康衛生担当次長をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成11年4月 9日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月19日から施行する。
- この要綱は、平成12年8月 8日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 業務課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	保健福祉部	主幹
幹 事	保健福祉部	企画主幹
幹 事	健康衛生総室 健康増進課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹 事	衛生研究所	副 所 長
幹 事	環境医学研究所	副 所 長

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱（平成2年2月5日）は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組 織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会 長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めるとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室業務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱（平成2年2月5日）
- (2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱（平成2年2月5日）

3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福島県衛生検査精度管理委員名簿

(平成27年5月1日現在)

氏 名	所 属 団 体	勤 務 先 ・ 役 職 名
星 北斗	一般社団法人福島県医師会	公益財団法人星総合病院 理事長
斎藤 俊一	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学付属病院 輸血・移植免疫部
大橋 一孝	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学付属病院 検査部 専門医療技師
高橋 清明	一般社団法人福島県臨床検査技師会	福島県立総合衛生学院 専門員
西田 茂樹	福島県	福島県衛生研究所 所 長

福島県試験検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 試験検査の高度化、複雑化に対応するため、検査方法、試薬、使用器具、材料の保管等試験検査実施上の問題点を検討し、もって試験検査に対する精度の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は、福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、あらかじめ調整された検体について、試験検査を実施し、検査成績の正確度及び精密度を検討する。

2 この事業の実施区分は、次による。

理化学検査	食品化学検査	細菌検査	臨床検査
-------	--------	------	------

(事業の実施対象及び委託契約)

第4条 この事業の実施対象は、県の試験検査機関及びこの事業に参加を希望する市町村並びに民間検査機関とする。

2 この事業の実施区分ごとに必要な経費（以下「負担金」という。）は、福島県知事が別に定めるものとする。

3 この事業への参加を希望する市町村及び民間検査機関は、様式1により、福島県知事あてに参加申込書を提出するものとする。

4 参加機関は、申込み締切後2週間以内に、納入通知書（福島県財務規則第40条様式その1）により負担金を納入するものとする。

(委員会の設置)

第5条 この事業の円滑なる実施を期するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第6条 この事業の実施方針等については、毎年当初に委員会で決定する。

(附 則) この要綱は、昭和57年4月 1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成 9年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

福島県試験検査精度管理委員会設置要領

(設 置)

第1条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）を円滑に実施するため、福島県試験検査精度管理事業実施要綱第5条に基づき、福島県試験検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福島県衛生研究所長をもってあて、副委員長は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課長をもってあてる。

3 委員は、福島県関係各総室等にあつては別表の職にある者をもってあて、関係市町村、民間検査機関にあつては各々の代表とする。委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途において委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(業 務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) この事業の実施方針の決定
- (2) その他、この事業を実施するうえで必要な事項

(運 営)

第4条 委員長は会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に事前調整のため幹事会を置く。

2 幹事長及び幹事は、委員長が指名をする。

3 幹事長は幹事会を召集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別の事項を調査、検討する必要があると認める場合には、委員会の中に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長及び幹事長は、協議上必要と認めるときは、委員会及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課に置く。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

- | | | |
|----------------|-------|-----------|
| この要領は、昭和57年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、昭和61年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成5年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成9年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成11年 | 5月17日 | から施行する。 |
| この要領は、平成13年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成14年 | 4月16日 | から施行する。 |
| この要領は、平成15年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成20年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成22年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成26年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成27年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成27年10月 | 1日 | から施行する。 |

別 表

保健福祉部 健康衛生総室健康増進課長、健康衛生総室食品生活衛生課長、
 県北保健福祉事務所長
 生活環境部 環境共生総室水・大気環境課長、環境創造センター調査・分析部長
 商工労働部 計量検定所長

福島県試験検査精度管理委員会名簿

(平成27年10月1日現在)

職	氏名	所 属	職 名
委員長	西田 茂樹	衛生研究所	所 長
副委員長	在原 登	健康衛生総室 薬務課	課 長
委 員	和田 正孝	健康衛生総室 健康増進課	課 長
委 員	渡部 勝彦	健康衛生総室 食品生活衛生課	課 長
委 員	高橋 満	環境共生総室 水・大気環境課	課 長
委 員	丹治 敏雄	計量検定所	所 長
委 員	遠藤 幸男	県北保健福祉事務所	所 長
委 員	佐々木一男	環境創造センター調査・分析部	部 長
委 員	渡部 裕治	郡山市(水道局)	水質検査室長
委 員	田邊 真一	福島県環境測定・放射能計測協会	信頼性確保委員会副委員長

福島県試験検査精度管理委員会幹事名簿

職	氏名	所 属	職 名
幹事長	鈴木 司	衛生研究所	主任専門薬剤技師 兼 副 所 長
幹 事	風間 秀元	衛生研究所	微 生 物 課 長
幹 事	赤城 理恵	衛生研究所	理 化 学 課 長
幹 事	渡部 正之	衛生研究所	試 験 検 査 課 長
幹 事	塚原 真也	環境創造センター	環 境 調 査 課 長
幹 事	吉村 裕治	健康衛生総室 薬務課	専 門 薬 剤 技 師
学識経験者	阿部 純一	公益財団法人 福島県保健衛生協会	環 境 衛 生 部 長 兼 分 析 課 長

自然環境保全法 (抜粋)

(昭和47年6月22日 法律第85号)

(一部改正平成3年5月21日法律第79号)

(一部改正平成11年7月16日法律第87号)

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法(昭和23年法律第125号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

福島県自然環境保全条例 (抜粋)

(昭和47年10月20日 福島県条例第55号)

(一部改正平成4年3月24日福島県条例第36号)

(一部改正平成12年3月24日福島県条例第29号)

(一部改正平成14年3月26日福島県条例第8号)

第6章 福島県自然環境保全審議会

(組織)

第27条 審議会は、委員27人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

(規則への委任)

第30条 第26条の2から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

福島県温泉保護利用対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下等を防止し、温泉源の恒久的保護と温泉の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱でいう用語は、次のとおりとする。

- (1) 「温泉」及び「温泉源」とは、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「温泉」及び同条第2項に規定する「温泉源」をいう。
- (2) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出路をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。
- (4) 「他目的掘削」とは、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削することをいう。

第3 地域の設定

次の区分により、地域を設定する。なお、その地域は別表のとおりとする。

- (1) 温泉保護地域（以下、「保護地域」という。）
- (2) 温泉準保護地域（以下、「準保護地域」という。）
- (3) 一般地域

第4 各地域における規制

それぞれの地域における規制は、次のとおりとする。

(1) 保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の場合を除いて認めないものとする。

- (ア) 保護地域内における温泉を集中管理するために掘削を行うとき。
- (イ) 保護地域内における既存源泉が公共事業により埋没されたため、補償泉として掘削を行うとき。
- (ウ) 自治体、組合等が、保護地域内における源泉のゆう出量の減少を補うために掘削を行うとき。
- (エ) 保護地域内における既存源泉が天災等により損壊したため、原状に復旧させる目的で掘削を行うとき。

イ 法第9条第1項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、前記(ア)～(エ)に該当する場合及び増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径300m以内の距離に存在する既存源泉（未利用源泉を除く）の所有者又は管理者の同意を得たものであって、地域の実情から適当と思われる場合にのみ認めるものとする。

(2) 準保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の同意書を添付するものであって、適当と思われる場合に認めるものとする。

福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）

（昭和47年11月17日福島県規則第73号）

（一部改正平成4年3月24日福島県規則第16号）

（一部改正平成12年4月1日福島県規則第114号）

（一部改正平成14年3月26日福島県規則第20号）

第5章 福島県自然環境保全審議会

（組織）

第28条 条例第27条第3項の規定による審議会の委員の任命は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数の範囲内で行うものとする。

- 2 関係行政機関の職員2人
- 3 市町村の長2人
- 4 その他の学識経験を有する者23人

（専門委員）

第29条 専門委員は、審議会及び第32条に規定する部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（会長の職務の代理）

第30条 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第33条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、審議会に議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(7) 準保護地域内の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意書〔ただし、掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に、保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）が存在し、その所有者又は管理者等の同意を得ている場合には、1,000m を越えるものの同意は、省略することができる。〕

(4) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者または管理者等の同意書

イ 法第 9 条第 1 項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径 300m 以内の距離に存在する既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意を得たものであって、適当と思われる場合に認めるものとする。

(3) 一般地域における規制

ア 法第 3 条第 1 項に基づく温泉掘削については、適当と思われる場合に認めるものとする。ただし、次の場合には、同意書の添付を要する。

(7) 掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

(4) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第 9 条第 1 項に基づく温泉の増掘及び動力装置の設置については、適当と思われる場合に認めるものとする。

第 5 工法の制限

温泉の掘削は、原則として垂直掘りとする。

ただし、地熱開発については、自然環境の保全上、止むを得ない場合に限り斜掘を認めるものとする。

また、この場合前第 4 に規定する規制については、掘削予定地点から斜掘線上すべての地点（掘削後にあっては掘削地点から斜掘線上すべての地点）について適用するものとする。

第 6 源泉の管理

源泉については、ゆう出口において泉温、ゆう出（湯湯）量及び水位の測定が容易にできる構造にするものとする。

第 7 温泉の再分析

温泉は使用状況、経年変化等により成分が変化する可能性があり、泉質名が変わるほどの変化があれば禁忌症、適応症も変わることがある。また、公共の利用上、掲示と異なる温泉へ入浴することは好ましくなく、利用者に温泉の正確な情報を提供することが必要である。

よって、温泉分析後、10年を経過したものについては、再分析を実施するものとする。

第8 廃止及び未利用等の源泉に対する措置

- 1 代替掘削を行ったときの旧源泉、整理統合により廃止した源泉及びその他の事由により温泉の採取が不要となった源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。
- 2 掘削等を終了した源泉は、原則として1年以内に適正な利用を行わせるものとし、利用するまでの間、放流を停止又は制限させる等の措置を講ずるものとする。
- 3 長期にわたり未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

第9 他目的掘削に対する措置

それぞれの地域における他目的掘削の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 保護地域及び準保護地域における措置

他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には、工事箇所を原状に復させるものとする。

また、ゆう水がなくとも既存源泉に著しい影響を及ぼした場合も同様とする。

(2) 一般地域における措置

他目的掘削においてその掘削地点から半径300m以内の距離に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内の距離に保護地域若しくは準保護地域の既存源泉がある場合には、前記措置に準じて行うものとする。

第10 温泉集中管理事業の推進

温泉の有効利用を図るため、源湯から配湯までを集中管理することによって温泉の枯渇及び湯量不足を解消するものである。

よって、今後とも温泉集中管理事業の積極的な推進を図るものとする。

第11 健康増進のための温泉利用の推進

1 温泉の保健的利用

古くから温泉は、国民の保養又は療養のために広く利用されてきており、今後とも温泉の有する保健的効果を積極的に推進するため、施設の整備の充実を図る必要がある。また、温泉の飲用による医学的効果も期待されていることから、飲用利用について推進を図るものとする。

2 正しい温泉利用の普及

温泉の利用効果を高めるために、温泉を利用させる側に当該温泉に対する正しい認識がなければならない。また、温泉を利用する側に対しても温泉の利用について正しい認識を持たせるために啓発活動を通して浸透を図るものとする。

なお、特に温泉を療養の目的で利用する場合には、専門医師の適切な指導の下に利用するものとする。

3 国民保養温泉地等について

本県では岳、新甲子及び土湯・高湯がそれぞれ国民保養温泉地に指定されているが、この他にも泉質、自然環境等が良好な温泉が多くあるので、これらの温泉の国民保養温泉地の指定について推進を図るものとする。

なお、既に国民保養温泉地に指定されている温泉については、療養効果のある温泉源を保護するとともに、温泉の有する保健的効能を十分活用するために、必要な施設の整備を図り、国民保健温泉地として育成を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 福島県温泉利用保全総合計画（昭和55年3月21日付55薬第398号）は、廃止する。
- 3 福島県温泉保護開発計画（昭和56年3月30日付56薬第439号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

福島県自然環境保全審議会委員名簿

(温泉部会所属)

(平成27年7月1日現在)

氏 名	職 名
益 子 保	公益財団法人中央温泉研究所長
梅 村 順	日本大学工学部専任講師
小島原一枝	一般社団法人福島県薬剤師会会津支部
柴 崎 直 明	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
佐 藤 好 億	福島県温泉協会常務理事
石 井 敦 子	日本温泉気候物理医学会温泉療法専門医
久保田美和	弁護士
阪 口 圭 一	国立研究開発法人産業技術総合研究所

福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 医療関係者等をはじめ県民への後発医薬品にかかる理解の向上と、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行うため、福島県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、後発医薬品に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 使用状況等の現状把握に関すること。
- (2) 理解の向上及び安心使用促進に当たっての諸課題の整理に関すること。
- (3) 理解の向上及び安心使用促進のための方策等に関すること。
- (4) その他理解の向上及び安心使用促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、13名以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 公的病院の代表
- (3) 医薬品卸売業者、医療用医薬品製造業者の代表
- (4) 消費者団体等の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は必要と認めるとき、前項の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

福島県後発医薬品安心使用促進協議会名簿

平成27年5月1日現在

協議会	氏名	所 属	職 名
会 長	富田 哲	国立大学法人福島大学	教授
委 員 (会長代理)	星 北斗	一般社団法人福島県医師会	副会長
委 員	木村 秀夫	一般社団法人福島県病院協会	監事
委 員	長谷川祐一	一般社団法人福島県薬剤師会	副会長
委 員	秦 圭資	福島県病院薬剤師会	福島県支部 支部長
委 員	藤森 敬也	公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	副病院長
委 員	佐藤 恒治	一般社団法人福島県薬事工業協会	理事
委 員	川俣 知己	日本ジェネリック製薬協会	品質委員会 副委員長
委 員	瀬尾 健一	福島県医薬品卸組合	(株)恒和薬品 薬事室長
委 員	小野美佐子	一般財団法人福島県婦人団体連合会	評議員
委 員	細谷 寿江	福島県消費者団体連絡協議会	理事
委 員	鈴木 定秋	公益財団法人福島県老人クラブ連合会	会長
委 員	齋藤 博典	福島県保険者協議会	副会長

薬事関係団体名簿

(平成27年 11月 1日 現在)

団体の名称	所在地	代表者	TEL・FAX番号
一般社団法人 福島県薬剤師会	960-8157 福島市蓬莱町2丁目2番2号	会長 町野 紳	024-549-2198 024-549-2209
福島県女性薬剤師会	963-8001 郡山市大町二丁目15-2 5F (一社)郡山薬剤師会事務局内	会長 志岐 由利子	024-934-4707 024-934-4708
福島県病院薬剤師会	960-0502 伊達市箱崎字東23-1 北福島医療センター内	会長 塩川 秀樹	024-551-0817 024-551-0818
一般社団法人 福島県医薬品登録販売者協会	963-8851 郡山市開成二丁目33-5	会長 渡邊喜四郎	024-931-0012 024-931-0012
一般社団法人 福島県薬事工業協会	962-8501 須賀川市大桑原字女夫坂1 J&J(株)アパカンパニ須賀川事業所内	理事長 小林 利彰	0248-63-2257 0248-63-2266
福島県医薬品卸組合	963-0207 郡山市鳴神3-137 ㈱バイタルネット福島営業部内	理事長 山口 聡一	024-951-2525 024-951-2464
東北新潟歯科用品商 協同組合 福島県支部	963-8530 郡山市喜久田町卸1-121-1 ㈱協立医療内	支部長 影山 則夫	024-963-0333 024-959-3003
一般社団法人 福島県医薬品配置協会	963-0111 郡山市安積町荒井字漆方22番地 レメディア田中103号	会長 佐久間 喜重	024-946-0189 024-946-0192
一般社団法人日本医薬品 登録販売者協会 福島県支部	963-0107 郡山市安積町2丁目6-1 山口薬品株式会社内	支部長 山口 仁	024-946-0066 024-946-0069
福島県農薬卸商業協同組合	960-8043 福島市中町5-21 消防会館内	理事長 荒 明 章	024-522-2655 024-522-2777
一般社団法人 福島県臨床検査技師会	960-1295 福島市光が丘1番地 福島県立医科大学附属病院 検査部内	会長 山寺 幸雄	024-548-1750 024-548-1750
福島県献血推進協力会	960-8157 福島市蓬莱町2丁目2番2号 (一社)福島県薬剤師会内	会長 町野 紳	024-549-2198 024-549-2209
一般社団法人日本産業・ 医療ガス協会東北地域本部 医療ガス部門福島県支部	963-8803 郡山市横塚3-16-8 東邦アセチレン(株)内	支部長 渡辺 明宏	024-942-8731 024-953-3411
福島県医療機器販売業協会	963-8822 郡山市昭和2丁目11番5号 サンセイ医機(株)内	会長 権瓶 純市	024-941-8171 024-941-8172
一般社団法人 いわき市薬剤師会	970-8044 いわき市中央台飯野4丁目2-4 いわきニュータウンセンター内	会長 阿部 正敏	0246-46-0430 0246-46-0431
福島県温泉協会	960-8035 福島市本町4-17 (岩瀬ビル2階) 県旅館ホテル生活衛生同業組合内	会長 遠藤 淳一	024-521-1448 024-522-3941

